

令和3年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和3年3月5日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 9 号 令和2年度松田町一般会計補正予算 (第13号)

日程第 2 議案第 10 号 令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

- 日程第 3 議案第 11 号 令和 2 年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 4 議案第 12 号 令和 2 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第 5 議案第 13 号 令和 2 年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 6 議案第 14 号 令和 3 年度松田町一般会計予算

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第 9 号令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 13 号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。本日の定例会、よろしくお願いいいたします。  
それでは、議案第 9 号令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 13 号）。令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 13 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 4,460 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 9,560 万 7,000 円とする。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区部ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）第 2 条、継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）第 3 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）第 4 条、債務負担行為の変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正) 第5条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第5表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出、松田町長、本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第9号令和2年度松田町一般会計補正予算(第13号)について御説明をさせていただきます。

初めに4ページをお開きください。第2表でございます。継続費補正の変更でございます。消防費、防災行政無線デジタル化改修事業につきましては、補正前、令和2年度年割額1億2,980万2,000円を計上してございましたが、現時点です、契約に変更がないことと不用額が大きいことからです、決算時の不用額の指摘事項もございましたので、ここで継続費の補正を行うものでございます。令和2年度の年割額を9,913万2,000円とするものでございます。

次に第3表、繰越明許費でございます。衛生費、清掃費、感染症総合対策事業の廃棄物等運搬用トラック購入費613万8,000円につきましては、緊急事態宣言など、コロナ禍の影響に伴い、車両の、特殊なあおりや附属品等を含めて、納車時期が長期化するため、令和3年度に繰り越すものでございます。

次に土木費、都市計画費、新松田駅周辺整備推進事業の新松田駅南北自由通路設計委託につきましては、コロナ禍の影響に伴い、鉄道事業者との詳細な打合せ等が困難になり、南北自由通路及び橋上駅舎比較検討に伴う設計において、本年度事業執行が建設プラン案の作成、建設プラン施工計画のみとなり、残りの、設計業務の駅舎インフラ引込図等につきましては、鉄道事業者との調整を踏まえ、令和3年度に820万円を繰り越すものでございます。繰越し後につきましては、議会後に、速やかに変更の協議、協定を締結する予定でございます。

続きまして、第4表でございます。債務負担行為の補正の、人事給与システム賃借料についてでございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員等のデータ等の解析等に伴うシステム改修及び県、LGWAN経

由のクラウド化に伴いですね、その準備等に時間を要するため、ここは2か月の延長となり、年度をまたぐことになりましたので、ここで補正をするものでございます。

5ページ目になります。第5表、地方債補正の追加でございます。こちらにつきましては、起債の目的、減収補填債でございます。限度額4,500万円となります。こちらはですね、基準財政収入額はですね、一般に標準的な地方税収等を算定するものでございます。課税の実績の乖離が生じてはですね、精算は行うものでございますが、一部の税目については、特例として、精算制度を設けてございます。これは税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額と課税実績額との間に著しく差が生じることがあるため、その算定結果において、地方団体の財政運営に与える影響を考慮し、減収補填債により算定額と実績額の差を是正するための補填債でございます。予算に対してではなくはですね、基準財政収入額の算入見込額に対しての未収分が、国から補填されるものでございます。

この減収補填債につきましては、地方自治体が税収等の不足分を補うために発行するものでございます。今回はコロナ禍の中ですね、国が地方消費税や同交付金などの追加で対象項目を拡大したことから、当町におきましても、地方消費税交付金、また市町村たばこ税、ゴルフ利用税交付金、利子割交付金、法人税割法人事業税交付金を合計として4,500万円を追加で補正するものでございます。なお、このうちですね、地方消費税交付金の引上げ分1,590万円につきましては100%の交付税算入でございます。残りの2,910万円につきましては75%が交付税算入となる事業でございます。

次にですね、地方債の変更でございます。道路整備事業では、限度額1,850万円を1,170万円に補正するものでございます。今回の減額につきましては、松田庶子線、酒匂川左岸道路測量委託について、事業の進捗状況に伴い、その町債予定額680万円を減額するものでございます。また、緊急防災・減災事業では限度額1億2,650万円を9,910万円とするもので、こちらは、先ほどの防災行政無線デジタル化改修工事額の確定に伴い、変更するものでございます。

次に地方債の廃止でございます。こちらにつきましては、交通安全施設等整備事業について限度額1億1,200万円でございます。これは、新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況に伴い、本年度廃止するものでございます。

それでは、12ページ、13ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。初めに、町税、町民税の法人、現年課税分でございます。こちらにつきましては、コロナ禍に伴いですね、徴収猶予に係る繰越見込額47万5,000円の減額と法人税割につきましても、繰越しの見込額688万4,000円を減額補正するものでございます。

次に法人事業税交付金でございます。500万円の減額補正をするものでございます。こちらは、いわゆる県に納付される法人事業税の一部を、従業員数等で案分して交付されるものでございます。今回、国が示す地方財政計画に基づき実績見込額が確定しましたので、ここで補正するものでございます。

地方消費税交付金につきましても、県のもので、地方消費税収入部の2分の1を人口と従業員数で案分して交付されるものでございます。こちら、コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国が示す地財計画をもとに実績見込額2,000万円を減額するものでございます。

次に環境性能割交付金でございます。県に納付される自動車税環境性能割の一部を市町村道と延長と面積に応じて市町村に交付されるもので、こちら、実績見込額に伴い140万円を減額するものでございます。

次にゴルフ場利用税交付金でございます。県が収納したゴルフ場利用税の10分の7で交付されるものでございます。こちら、実績に伴い200万円を減額補正するものでございます。

続いて、地方交付税におきましては、特別交付税でございます。特別交付税の実績交付見込額につきましては、1,000万円を減額補正するものでございます。いわゆる特交といたしまして、災害関係などの影響が大きい市町村に主に配分されますので、今回、松田町におきましては、その配分額の実績により、ここで減額をするものでございます。

続いて、分担金及び負担金の民生費負担金、保育所運営費負担金、現年度分でございます。717万9,000円でございます。これは、小規模保育施設や民間保育所等の利用実績に伴い、減額補正をするものでございます。児童福祉費負担金現年度分につきましては250万円を、学童保育事業の実績に伴い減額補正するものでございます。

次に、14、15ページでございます。使用料及び手数料でございます。町営臨時駐車場使用料400万円の減額補正でございます。コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言などの影響によるものでございます。桜まつりの中止等によるものと影響によるものでございます。続いて、使用料及び手数料、使用料の農業使用料、寄ロウバイ園使用料でございます。800万円の減額補正でございます。こちらも緊急事態宣言等に伴う、感染症防止対策における減額補正でございます。続きまして、公園使用料の西平畑公園駐車場使用料につきましては810万円、ふるさと鉄道使用料につきましては180万円についてもですね、同様に、桜まつりの中止などに伴う減額補正でございます。

次に、国庫支出金でございます。障害者福祉費国庫負担金につきましては、サービス給付額の実績に伴い、総額を225万7,000円増額補正するものでございます。内訳といたしましては、補助率、これは2分の1でございます。障害者自立支援給付費等負担金に13万6,000円、障害児施設給付費等負担金につきましては212万1,000円を増額補正するものでございます。続きまして、国庫支出金の児童福祉費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、保育給付費の実績に伴い1,064万7,000円を減額するものでございます。また、施設等利用給付費負担金につきましては、認可外保育園施設給付費の実績により90万円を減額補正するものでございます。次にですね、国庫支出金の保険基盤安定負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金の保険者支援分の実績により28万6,000円を減額補正するものでございます。また、児童手当国庫負担金につきましても、実績により680万円3,000円を減額するものでございます。

続きまして、民生費国庫補助金になります。特別定額給付金の国庫補助金でございます。いわゆる新型コロナウイルス感染症による経済的影響への、緊急ですね、経済対策として、1人10万円を給付した特別定額給付金事業補助金の確定に伴い1,170万円を減額補正するものでございます。また、事務費の確定に伴い338万3,000円を補正するものでございます。次に高齢者医療制度円滑運営事業費補助金では、所得額等のデータ抽出などのシステム改修に伴う補正となります。11万2,000円の補正でございます。次にですね、保健衛生費国庫補助金の感染症予防事業等国庫補助金につきましては、これも実績に伴い100万1,000円を減額補正するものでございます。小・中学生のインフルエンザワクチン予防接種助成事業によるものでございます。続きまして、清掃費の国庫補助金になります。循環型社会形成推進交付金では、合併処理浄化槽補助金について、事業の進捗状況及び利用見込者数等により149万円の減額補正をするものでございます。次に、土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金につきましては、橋梁長寿命化修繕事業等の確定に伴う減額や、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線の進捗状況に伴い4,185万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、16、17ページでございます。県支出金、県負担金、民生費負担金の障害者福祉費負担金につきましては、国庫負担金同様にですね、これも利用実績によるもので112万8,000円を増額補正するものでございます。内訳としましては、補助率4分の1でございます。障がい者の自立支援給付費等の負担金に6万8,000円、障害者施設給付費等負担金で106万円を増額補正するものでございます。続きまして、民生費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金でございます。こちらにつきましても、国庫負担金と同様に、保育給付費の実績により542万円を減額補正するものでございます。続きまして、民生費負担金の保険基盤安定負担金の保険者支援分の減額分と実績に伴い115万8,000円を減額補正するものでございます。続きまして、児童手当負担金でございます。こちらの実績に伴い91万8,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、総務費補助金の水源環境保全・再生施策市町村補助金につきましては、生活排水処理施設整備事業として715万1,000円を増額補正するものでございます。次に、重度障害者医療費補助金につきましても、利用の実績に伴い110万円を減額補正するものでございます。続きまして、民生費補助金の児童福祉費補助金でございます。小児医療費助成事業補助金につきましては、受診等の実績に伴い169万円を減額補正するものでございます。続きまして、県支出金の地籍調査費補助金でございます。こちらにつきましては、落札差金による336万3,000円を減額補正するものでございます。次に、消防費の補助金でございます。市町村地域防災力強化事業費補助金でございます。こちらは、木造住宅耐震改修に伴う補助金の事業実績に伴い27万4,000円を減額補正するものでございます。

寄附金でございます。こちらは特定目的の寄附金といたしまして、ふるさと応援寄附金。松田小学校のですね、整備事業に伴うガバメントクラウドファンディングの57万6,000円をここで増額補正するものでございます。

諸収入でございます。こちらにつきましては、経営安定緊急融資預託金の元金収入でございます。金融機関等の実績に伴い、ここで1,000万円を減額補正するものでございます。

続きまして、18、19ページでございます。事業収入でございます。ハーブガーデン収入、こちらにつきましてもですね、事業の実績により、ここで1,260万円を減額するものでございます。続きまして、ここでは町民文化センター事業収入の自主事業収入でございます。500万円を減額補正するものでございます。本年度の事業実績が困難となったため、ここで補正するものでございます。続きまして、諸収入でございます。過年度収入においては、社会資本整備総合交付金過年度収入に4,697万4,000円の増額補正でございます。これは、町道3号線に伴う物件損失補償費等に伴う追加の補助金となります。

次に町債でございます。こちらにつきましては、土木債の道路整備事業債、道路新設改良事業として680万円を減額するものでございます。先ほど説明したものでございますが、松田庶子線、酒匂川左岸道路道路用地測量委託に伴う

減額でございます。続いて、交通安全施設整備事業債でございます。こちらは、新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況に伴い、ここで1億1,200万円を減額補正するものでございます。続きまして、消防債でございます。こちらは防災行政無線デジタル化について事業確定に伴い2,740万円をここで減額補正するものでございます。最後に、先ほども御説明させていただきました減収補填債で4,500万円を補正するものでございます。

それでは、事項別明細書になります。歳出でございます。20ページ、21ページでございます。初めに、総務費でございます。負担金補助及び交付金については、退職者のための県市町村職員退職手当組合負担金といたしまして、ここで2,680万円を増額補正するものでございます。

続きまして、財政管理費でございます。積立金では財政調整基金に4,500万円をここで積み立てるものでございます。先ほどの物件損失補償費等の町道3号線分の過年度収入額などを含めてですね、全体の収支状況を鑑み、ここで今後の安定的な財源運営に備え、財政調整基金に積み立てるものでございます。なお、財政調整基金の積立額につきましては、現在6億9,567万円でございますが、この4,500万円を積み立てることによって、総額7億4,067万円になる見込みでございます。

続きまして、財産管理費の財産管理経費の委託料でございます。こちらは公共施設長寿命化計画等策定業務委託料でございますが、今回は職員によるマンパワーで業務を執行するため、ここで300万円を減額補正するものでございます。続きまして、総務費の財産管理費、庁舎管理経費、庁用車管理経費の委託料でございます。庁用車運転管理委託料につきましては、コロナ禍の影響による、出張等がですね、リモート開催などになり、今後の見込額を踏まえてですね、ここで100万円を減額するものでございます。

続きまして、総務管理費、企画費、定住少子化対策の支援事業でございます。委託料、空き家・空き地等対策促進事業300万円の減額補正でございます。こちらにつきましては、コロナウイルス感染症総合対策事業を優先し実施していた中ですね、この事業の委託料につきましては、優先順位を含め、本年

度の事業実施が困難になったことからですね、ここで減額をするものでございます。

続きまして、総務費の町政連絡費でございます。こちらにつきましては、負担金補助及び交付金の地域コミュニティ活動交付金で117万5,000円を減額補正するものでございます。コロナ感染症に伴う防災・防犯活動費の減額補正となります。

続きまして、町民文化センター管理費でございます。需用費の電気料のですね、光熱水費につきましては、利用実績に伴い、ここで300万円を減額補正するものでございます。また、町民文化センター管理費の自主事業経費でございますが、出演者等ですね、決定や日程調整などを含めて、本年度の事業実施が困難となったため、ここで事業費500万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、地域公共交通対策費の負担金補助及び交付金でございます。22、23ページでございます。新規にですね、新型コロナウイルス感染症総合対策事業といたしまして、地域公共交通の維持（経営支援）ということで補正をさせていただき、実施をしているところでございます。それに伴いまして、既存の乗合バス運行事業の289万8,000円につきましては、ここで減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、民生費でございます。社会福祉総務費の繰出金でございます。こちらにつきましては、国民健康保険基盤安定制度繰出金として192万6,000円を、実績に伴い減額補正するものでございます。続きまして、社会福祉総務費の繰出金の（2）になります。介護保険事業特別会計繰出金として、ここは事務費分の139万7,000円を減額補正するもので、介護保険事業計画策定に伴う落札差金などによるものでございます。続きまして、国の給付金事業の特別定額給付金でございます。歳入でも御説明させていただきましたとおり、ここで1,170万円を減額補正するものでございます。またですね、会計年度任用職員の給与費につきましては165万3,000円を、事務員の報酬等、事業の確定に伴い減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、老人福祉総務費になります。負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合市町村率負担金368万1,000円を、実績に伴い減額補正をするものでございます。また、後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金につきましては65万2,000円、実績により減額補正するものでございます。併せて、繰出金につきましては9万1,000円の減額となることとなります。

続きまして、扶助費でございます。重度障害者医療費でございます。実績に伴い300万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、24、25ページになります。小児医療費助成事業の扶助費でございます。小児医療費です、利用実績に伴い、ここで445万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、保育所運営事業の委託料でございます。保育所運営費委託料の2,500万円を利用実績に伴い、ここで減額補正するものでございます。また、児童手当事業につきましても、実績に伴い858万円の減額補正となります。次にですね、子ども・子育て支援事業の扶助費、施設等利用給付費では、給付実績から180万円を減額補正するものでございます。

健康増進事業の委託料、がん施設検診委託料では、検診の実績により、ここで98万7,000円を減額補正するものでございます。続きまして、(6)の感染症総合対策事業では、扶助費、任意予防接種費助成金といたしまして、インフルエンザワクチン予防接種助成金の利用実績に伴い260万円を減額補正するものでございます。

衛生費でございます。環境対策費といたしまして、委託料、小田原市斎場事務費委託料でございます。火葬のですね、実績ほかに伴い、ここで34万3,000円の補正をさせていただくものでございます。

続きまして、清掃費でございます。塵芥処理費委託料、廃棄物収集運搬委託料につきましても、実績によりですね、ここで127万2,000円を減額補正するものでございます。

し尿処理費でございますが、負担金補助交付金といたしまして、合併処理浄化槽整備補助金で762万円、合併処理浄化槽の検査費補助金といたしまして52

万2,000円につきましては、利用実績により、ここで減額補正するものでございます。

26、27ページでございます。農業費でございます。自然休養村管理費の寄ロウバイ園施設管理経費委託料につきましては、まつりの中止等に伴う減額補正277万6,000円でございます。また、会計年度任用職員の給与費につきましても同様に183万6,000円を減額補正するものでございます。

商工費でございます。（7）になります。感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金といたしまして、経営安定緊急融資中小企業信用保証料の補助金といたしまして、実績に伴い、ここで668万円、経営安定緊急融資利子補助金につきましましては190万6,000円、そして中小企業・小規模事業者等支援金で186万円、また家賃補助につきましましては220万円を減額補正するものでございます。

続きまして、貸付金でございます。歳入でも御説明したとおり、経営安定緊急融資預託金につきましましては1,000万円を、ここで減額補正するものでございます。

次にですね、観光費でございます。こちらは、委託料といたしまして、桜まつり交通誘導委託料267万3,000円を、まつり中止による減額補正となります。

次にですね、ハーブガーデン管理費につきましては、ここで需用費400万円の減額補正でございます。

また（7）になります。感染症総合対策事業におきましては、こちらも利用実績に伴いですね、川音川パークゴルフ場運營業務委託料に60万円、西平畑公園駐車場管理委託料で250万円、ふるさと鉄道運行委託料では170万円の減額補正をさせていただくものでございます。

28、29ページでございます。土木費でございます。土木総務費のこちらは地籍調査委託料でございます。落札差金による減額補正で439万5,000円でございます。

続きまして、工事請負費になります。町道1号線ほか路面標示設置工事については、事業の進捗状況及び国費の内示がつかなかったことなどからですね、330万円をここで減額補正するものでございます。

また、道路新設改良費でございます。こちらは先ほどの松田庶子線の測量委託についてもですね、事業の進捗状況と国費の内示がつかなかったことなどからですね、ここで1,520万円を減額補正するものでございます。

橋梁長寿命費の委託料でございます。こちらについても同様に、300万円の減額補正をするものでございます。

都市計画費でございます。負担金補助及び交付金では、木造住宅耐震改修工事費補助金では、事業の進捗状況及び実績に伴い、ここで100万円を減額補正するものでございます。次に、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線につきましては、委託料でございます。工作物等の委託料で619万円、公有財産購入費の用地買収費については6,600万円、補償補填及び賠償金の物件損失補償費では8,300万円を事業の進捗に伴い、ここで減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、消防費でございます。こちらにつきましては30ページ、31ページでございます。小田原市消防本部のですね、人件費などによる負担金がございます。その影響により127万円をここで減額補正をするものでございます。消防費でございますが、委託料でございます。第6分団詰所建替工事設計委託料180万円につきましては、事業の執行の場所などの調整に時間を要しているため、ここで本年度の予算を減額補正するものでございます。

続きまして、災害対策費でございます。防災無線管理事業の委託料でございます。同報無線保守調整委託料113万1,000円、工事請負費の防災行政無線デジタル化改修工事にですね、2,745万8,000円を落札差金により減額補正するものでございます。

続きまして、教育費でございます。教育施設整備事業でございます。教育施設整備基金の積立金につきましては、本年度積立てを見込んでおりました予算1,000万円につきましては、学校・保育施設整備事業の補助金の追加見込みなどにより、ここで減額補正をするものでございます。また、木の学校整備事業、いわゆるふるさと応援寄附金、クラウドファンディングの寄附額57万

6,000円を、ここで基金に積み立てるための補正でございます。合わせて942万4,000円を減額する補正となります。

続きまして、小学校費や中学校費、また幼稚園費につきましては、コロナ感染症総合対策事業での衛生用品等の購入事業における、ここは財源補正でございます。いわゆる、地方創生臨時交付金をここで追加するものでございます。

公債費の利子でございます。400万円の減額補正でございます。町債の利子の償還に関する経費でございます。当初予算で、新たに起債する事業などを予定しておりますね、全て借入れた場合で試算をしておりました。また利率についてもですね、1から2%程度で試算をしております。利率の低いもので借入れができたことなどからですね、ここで減額補正をするものでございます。この公債費の利子につきましては、決算不用額のときにもですね、指摘がありました。ここは3月に補正をしようということで、町のほうとして、ここで補正をするものでございます。

続きまして、予備費でございます。3,993万円をここで増額し、補正後の合計は9,956万7,000円となります。

34ページから41ページまでにつきましては、給与費明細書を添付させていただきました。また、42ページ以降につきましては、継続費ですね、継続費の調書、債務負担行為の変更の調書を記載をしております。43ページでございますが、地方債の帳票ですね、現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を掲載させていただきました。この調書につきましては、地方自治法施行令の144条により添付するものでございます。補正後のですね、現在高につきましては、47億7,466万8,000円となる見込みでございます。

以上、一般会計補正予算（第13号）について、御審議よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
11番 寺 嶋 幾つかお伺いをします。まず、1点目はですね、ページ4ページ、繰越明許費、新松田駅周辺、南北自由通路設計委託、これ繰越明許ということなんですけども、インフラ関係の、何か引込図といいますが、そういうのインフラ関係

でね、まだできないということだったんですけども、これ、ちょっともう一回、インフラ関係のところがよく分からなかったものですから、もう一回、ちょっとお聞きします。それから、できなかった、今年度中にね、できなくなった見込み、その理由をお聞かせください。これが1点目です。

あとは全体としてはですね、コロナ禍による、2点目は、町税それから使用料等はですね、減額ということなんですけども、これ全体で、町税関係、それから使用料等に大きく2つか3つに分けて、どのぐらいね、範囲が広がっているものですから、どのぐらい減収のなったのか、そういう影響、その影響をですね、お伺いをいたします。

あとは13ページ関係、歳入と歳出、両方またがると思いますが。保育所運営費負担金と、それから学童保育ですか、この利用実績の減ということなんですけども、従来と比べてどのぐらい減ったのか、実績と増減はどうだったのかということをお伺いをいたします。

あとは15ページの民生費の関係ですけども、特例定額給付金1人10万円ということですね、国から来るやつですけども。これがですね、減っている、実績ということなんですけども、これもね、給付率はどのぐらいに、到達率ですか、それはどのぐらいになっているのか。それで、対象者は1万数千人の町民にね、全体に行き渡ったのか。漏れはないのかということをお伺いをしたいと思います。以上です。

参事兼まちづくり課長

それでは、質問の1つ目であります4ページの土木費の繰越明許費について御説明させていただきます。この南北自由通路の設計でございますが、小田急電鉄と協議を結んでですね、今、小田急電鉄さんをお願いして委託を…委託というか、設計、概略設計をやっていただいているところでございますが、先ほど財政課長の説明のとおりですね、コロナウイルス感染症に伴ってですね、緊急事態宣言が発令されて県をまたぐ移動ができなかったということで、全ての受注者の方が東京都の会社でございます、小田急さん本社新宿でございます。そういった関係で、県をまたぐ移動が、まずできなかったと。じゃあ、それはテレビ会議とか、そういうのができるんじゃないか。まず最初の頃はです

ね、役場でもそういったことが、なかなか構築されていなくて、リモートで委託の業者と打ち合わせをできるインフラの環境になかったと。最近はもう、できますけども、その当時、最初のうちは、できませんでしたので、なかなか打ち合わせができなかったと、そういった中で遅れていきました。先ほどの説明の中で、できるものは、もうどんどん進めていますので、ある程度の上は上がってきていますので、できなかった部分について、繰越しをさせていただいて、来年度完成をしていきたいというふうに考えております。以上です。（私語あり）内容ですか、そうですね、まず、一番金額が多いものだと、イメージパースですね。パース、よく皆さん見ると思いますけども、完成予想図ですよ、完成予想の絵ですね、ああいったものが、まずできませんでした。それから、詳細に工程を組んで、どういうふうに工事をやっていくのかとかいうことと併せて、概算工事費がまだ最終段階まで行かないとできない、そういったものが残っています。以上です。

税 務 課 長 今現在の町税の徴収状況はどうかということ、あくまでも1月末現在の徴収状況をお話しさせていただきたいと思います。前年の同月、1月と同じを比較しますとですね、徴収率におきましては77.68%ということで、前年度に比べてマイナス1.68%、徴収額につきましては3,100万円ほどがマイナスになっておりますが、町民税のですね、納期限が2月1日という形になりますので、これはあくまでも途中経過の比較という形で報告させていただきます。

政 策 推 進 課 長 諸収入ということの影響はということございました。ページ数で16ページ、17ページからですね、18、19ページにわたります、収入面につきましては、それぞれ歳入について、ハーブ館収入等も歳入では減としておりますが、歳出減ということで、大きなものにつきましては、過年度収入のですね、社会資本整備4,600万円ほどの、新たな補助金の追加というものがございます。ここが大きな影響だと、私は考えてございます。以上です。

子 育 て 健 康 課 長 13ページの保育所運営費負担金、児童福祉費負担金の実績額と人数についてです。保育所運営費負担金の見込みの実績額は、1,630万5,000円を見込んでおります。減となりました原因につきましては、0歳児の入園が12人ほど見込み

より少なかったことを含めまして、当初80人見込んでおりましたところ、実際には58人になっております。続きまして、児童福祉費負担金の実績額ですが、419万2,000円を見込んでおります。こちらの原因は、学童保育の長期利用者が少なかったということで、見込みでは98人ほど見込んでおりましたが、実際には80人ということで、主な原因としましては、緊急事態宣言の1回目のときに自宅に保護者がおられる家庭が多かったということで、そういった方の利用がなかったということです。以上です。

議 長 特別給付金の答えは。

町 民 課 長 特別定額給付金につきましては、令和2年4月27日を基準日ということで、そのときには1万1,021人ということで、皆様にはお伝えしてございます。その後ですね、異動についての修正を行い…例えばですね、基準日より前に転出届は出していったんですけども、実際に他市町村に転入届を出したのが基準日より後という方が、そういう方は松田町に27日の時点ではいたということでプラス、それと、例えば単身世帯だと同居の方がいらっしゃるんで、世帯主そのものが減ってしまう、世帯主の変更では済まないんで、世帯そのものもなくなってしまう、単身世帯で基準日以前に死亡していたが、基準日を過ぎて届出が出された方とかというのがありまして、差し引きしますと10人増えてまして、給付対象者は1万1,021人ございました。それに対しまして、申請された方につきましては、1万1,003人ということで、申請率としては99.84%なんですけれども、そのうち3人、3世帯の方がですね、辞退をしますよということで、実際に給付をした方につきましては1万1,000人ということで、支給した方につきましては99.81%という形になってございます。実際に、それ以外の方につきましては、現地訪問したりですとか、書留で郵送したりして、届かなかったとかいう確認もしました。それとですね、単身世帯で基準日以降に死亡した方というのは受け取れないという形になっておりましたので、そういう方がいらっしゃいまして、全ての方の調査を済みまして、実際、住民登録はあったけども、現地に行ったら、もう家がなかったりとか、住んでなかったよという方が5人いましたので、全員に対して、一応、アクセスはしたんですけども

ども、給付実際にしたのは1万1,000人という形になってございます。以上です。

1 1 番 寺 嶋 1点目の新松田駅南北自由通路の設計委託ですけども、コロナ禍の影響でね、設計の会社のほうができなかったということなんですけども、3年度に繰越し、明許繰越しますと、これは令和3年度中には設計委託ができるというふうに見込んでよろしいんですか。その辺をですね、お伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 現在、小田急電鉄と協議をしておりますが、8月末から9月を目標として完成を予定しております。以上です。

議 長 ほかにございせんか。ほかにございますか。

4 番 平 野 1点だけ、25ページなんですけど、中ほどなんですけれども、がんの検診委託料が、そんなに大きくはないけれどもマイナス補正ということで、その下にもインフルのね、予防がマイナス補正ということで、やはりこれはコロナの影響で検診が少なかったり、接種に行く人が少なかったりというようなことでしょうか。

子育て健康課長 まず、がん施設検診の委託料ですが、議員おっしゃるとおり、このコロナ禍の中で病院に行かれるのをためらう方が多かったようです。ちなみに、胃の内視鏡の施設検診が25人、子宮がん検診が30人、乳がん検診が30人ほど見込みより減の人数になっております。また、インフルエンザワクチンにつきましては、こちらは64歳以下の方が対象としてなっておりましたが、当初の見込みでは全体の60%ほどを見ておりましたが、実際には20%前後というところで、その分の減額をさせていただきました。

4 番 平 野 詳しい数字まで、ありがとうございます。そうすると、かなりやっぱり控えたなというような印象があるんですけども、一方で、コロナのその期間に、がんの発見が遅れてしまうというようなことも報道されておりますけれども、何かその辺は啓発とかされているのでしょうか。

子育て健康課長 なるべく受診していただけるようにPRのほうは行ったんですが、なかなか、やはり当初、病院に行くと感染してしまうという気持ちのほうがお強い方が多かったようです。

4 番 平 野 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

8 番 中 野 1点お聞かせください。ページは29ページでございます。都市整備事業費、新松田駅南口駅前広場整備事業なんですけれども、町道5号線。これについては、私、記憶するところ、もう足かけ14年になるかなと思います。これは、目的としては、北口の駅前広場の交通安全と、緩和ということもあろうかと思えます。これができれば、北口の交通安全が非常に緩和されて、安全な駅前広場になろうかとは思いますが、毎年毎年、この1億5,500万ほどの計上がされております。そして、先ほどの、それで一向に工事が完成のめどが立たないということでございますが、先ほど事業の進捗に伴い減額と、毎年同じような理由かと思えます。この工事が遅々として進まない、主たる原因というのは一体何なんでしょうか。

参事兼まちづくり課長 御質問にお答えいたします。工事全体の残事業といたしましては用地買収が主なものでございます。それが完了次第、広場を整備することになっておりますので、進まない理由としましては用地交渉が進んでいないと、用地の取得ができないというところが、この工事が進まない理由とですね、じゃあなぜ用地交渉が進まないのかというところでございますが、個人の心情、そういったことにも関係することでございますが、高齢の方であります。できればそこで暮らしていきたいという、御家族のお気持ちを察してですね、なかなか踏み込んでいけないということと、今年に関しましては、コロナ禍であまり高齢者の方のところに戸別訪問を行うということがいいのか悪いのか、そういったこともございましたので、今年度はまた進捗が伸びなかったということでございます。来年度以降は、今まで以上に、県と調整しながら事業を推進したいと思っております。以上です。

8 番 中 野 分かりました。多分、そんなことかなというふうには思っているんですが、やはりこのことについては町民の誰もが大きな関心を持ってやっている、思っている事業でございますので、多分、プライバシー的な部分もあろうかなと思っておりましたけども、それではっきりしました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

3 番 内 田 ページの31ページ、消防費の関係なんですけど、委託料で6分団の詰所の設計委託料が減額ということになっているんですけど、通常ね、消防の詰所を造る場合は、ある程度、その地元の了解を得て、それから用地がね、決まって、設計、建設と至るわけなんですけど。どのような理由で、その6分団の用地が見つからないという話になっているのか。当初は、普通はそうじゃないなと思うんですけど、もし、その理由があれば、お知らせ願いたいと思います。

参事兼総務課長 ただいまの議員の質問にお答えしますと、まず、第6分団の詰所の用地につきましては、6分団とですね、それからあと本団との中で、いろいろな候補地等を探していたところでございますが、また、消防団員の件で、今回、合併等がございましたけども、5分団、6分団とその辺の、なかなか消防団員がないという中で、再編も考えながらですね、調整をされていて、そのところで、その用地どこにしましょうというところが、なかなか決まらないというところでございます。以上です。

3 番 内 田 はい、分かりました。

6 番 井 上 まずですね、ちょっと何点かありますので。まず最初、ページ4ページの継続費補正で防災行政無線のデジタル化改修事業で補正前、補正後で1億2,900万が9,900万になったと。そうしますと、そのこのですね、年割額としては3,067万円を減額してあると思います。そうしますとですね、その後のページ31ページ。31ページのところで、ここでの災害対策費の補正減額分は2,858万9,000円ということで、継続費補正の年割の差額と補正額が突合をしていない理由は何でしょうか。

ページ5ページの第5表、地方債補正の追加分で、減収補填債は先ほど課長の説明で理解をしましたけれども、これのですね、利率が年5%と書いてあります。ほかのその下のほうの変更とか廃止のほうも5%と書いてありますけれども、この減収補填債はどのような起債、縁故債であるとかですね、政府債なのか。また、それに伴う利率は、実借入利率ですね、この地方債補正、補正予算のほうの利率ではなく、実借入利率は何%ぐらいと見込んでいられるのかで

す。これの利子分は多分、普通交付税のほうに算入されると思うんですけども、これをですね、減収補填債として借り入れたほうがいいのか、それとも、翌年度でですね、これ、現年度の税収等が不足する場合に、減収補填債として発行するという形であればですね、翌年度の反映する基準財政収入額でやったほうがいいのか。ちょっとその辺がよく、どういうふうな判断の中で、実質的に財政管理費で4,000…幾らでしたっけ。財政調整基金にもね、4,500万円積立てをしてるという中で、この減収補填債を発行をする理由についてお伺いをしたいと思います。

それからですね、町税の法人で、均等割と法人税割が減額になっています。均等割がですね、47万5,000円ということで、額としてはささいなものなんですけれども、なぜこの均等割が減ったのか。例えば、コロナによる法人の廃止届等がですね、結構件数的にあったのかどうか。そういったことをお伺いをいたします。

続きまして、ページ17ページの総務費補助金の中で、水源環境保全・再生施策市町村補助金715万1,000円というふうに書いてございます。県補助金につきましては、一般財扱いということではなくですね、当然、特定財源扱いということで、ちょっとその後の歳出の補正等を見たんですけども、この715万1,000円はというふうに使われたのかですね。充当先が分からないので、その説明をお願いをしたいと思います。

続きまして、ページ23ページ…23ページは先ほど前者がやられたので結構です。

ページ25ページの一番下のほうにですね、塵芥処理費の中で、ごみ収集処分事務に要する経費ということで、これは実績だと思うんですけども、減額で127万2,000円が減額されていますけれども、このごみ収集にかかる経費というのは、基本的には一般財源扱いではないかなというふうに思います。そこで、国庫支出金332万7,000円というふうになってますが、これはごみ収集に当たる部分の127万2,000円という一般財源扱いの財源分を相殺しますと、国庫支出金の332万7,000円というのほどこへ行っちゃってるんですかと。先ほどの県の補

助金と同じように、この332万7,000円の財源の組替えは、どこで何と財源をですね、調整をされているのかをお伺いをしたいと思います。以上よろしく願いします。

議 長 答えはどなたでしょう。

政策推進課長 まず継続費のですね、補正でございますが、42ページでございます。こちら防災無線のですね、デジタル化の改修事業につきましてでございますが、全体計画の中でですね、令和元年度についての金額。ここはですね、当初ですね、執行率ということで全体の部分、一番右側にあるんですけども、最終的に当該年度までに支払う予定額ということが記載されてございます。それとですね、令和2年度の部分につきましては、最終的に年割額、先ほどの補正後のですね、9,900ということをごここに記載させていただいて、それぞれ予算に対しての執行進捗状況率ということで、100%になってございません。これはあくまでもですね、令和元年度に補正をしなくてですね、そのまま継続して下に移したというような取り組みでございまして、それに伴う今回の最終的な確定額がありますので、その辺を踏まえた形の金額をここで補正をさせていただいたところでございます。

6 番 井 上 今回の説明でね、そこがとか、確定をした額がとかということではなく、数字でですね、例えば防災無線のデジタル化改修業務が補正後で、継続費の補正をしてあるのであれば、そことですね、補正、31ページ、歳出のほうの31ページですね。31ページの2,858万9,000円を補正減をしてる、その整合性がなぜないのかという説明なり金額で、先ほどの42ページで、総額に対する…進捗率ってよく分からないんですけども。これがもう事業的に完了してるのかどうか分かりませんが、その部分は94.3%でやっているのかどうか。残りの5.7%は、それは剰余金として残すのか。ということで、その辺の継続費補正と事項別明細との整合性についての説明を再度お願いします。（私語あり）それは後でお願いします。

議 長 じゃあ、次の質問については。

政策推進課長 減収補填債の件でございますが、先ほどのパーセンテージ、利率のパーセン

ページにつきましては、通常の5%ここは記載させていただいておりますが、最終的な部分については、一応0.5%を今見込んでいるところではございます。そして、翌年度に対象にということなんですけども、この事業につきましては本年度。事業的には来年度もありますけども、交付税算入は今年度のみというような事業でございますので、ここで上げさせていただいたものでございます。あとですね、4,500万円を積み立てるための減収補填債ということではなく、ここはあくまでも、基準財政収入額の見込み額に対して算定されるものを算出して4,500万円ではございますので、それを基金積立て4,500万円に充てているということではないことを御理解いただければと思います。

税 務 課 長 法人の均等割のほうの話なんですけど、廃止があったのかというお話なんですけど、そもそもこの法人の現年度分の減につきましては、これはあくまでも、新型コロナウイルス感染症に伴います徴収猶予の特例制度を適用された事業所の減額分になります。要は、減額分と申しまして、納期限が延長しているものでございますので、当該年度にちょっと入ってこないということで減額をさせていただいているものでございます。（私語あり）事業所は2事業所です。

議 長 水源環境保全はどうでしょうか。

環境上下水道課長 それでは御説明させていただきます。水源環境保全の715万1,000円の内訳でございますが、当初ですね、合併浄化槽の場合、県の補助金は2つございまして、保健衛生費補助金と水源環境の市町村補助金の2つに分かれてございます。今回の補正においてはですね、神奈川県より保健衛生費の補助金についてはですね、水源環境保全の保全税のほうに一本化してほしいというような意向もございまして、370万円を減額補正して、こちらのほうをゼロにいたしまして、水源環境保全税のほうに予算を移行させていただきます。なおその際に、当初ですね、5人槽が10、7人槽が5、撤去費が15、宅内15で見ておいたものをですね、変更いたしました。これについては5人槽が10、7人槽がゼロ、撤去費が5、宅内10というふうに変更してございますので、それぞれ変更した形で試算したものをですね、集計した結果、715万1,000円というふうになりましたので、こちらについては新たに715万1,000円で予算計上しているところでございます。

以上です。

6 番 井 上 歳入のほうはね、そういう説明で理解できましたけども、この715万1,000円をどこに充当しているのかですね。財源として。例えば今言われたように、合併浄化槽の関係のほうにやったのであれば、ここで341万1,000円というのが出てきているのかな。出てきて、341万1,000円の財源となっていますけれども、そうすると残りの…715万1,000円だから、400万円ぐらいですね。370万円ぐらいですか。それはどこに充当されてるんですか。

環境上下水道課長 説明が不足に申しわけございません。先ほどの715万1,000円につきましては、ページ25ページ、し尿処理費の合併処理浄化槽補助金の中に充当させていただきます。以上です。（私語あり）

6 番 井 上 715万1,000円の補正で、特定財源、県支出金が増になってるわけですよ。財源として、今の説明であれば、ページ24ページの下段のし尿処理費の県支出金が、ここが715万1,000円になっていけば理解ができますが、341万1,000円ですよ。そうするとまだ370万円ぐらいの財源がどこかに充当をされているわけですので、それについてということですので、もし今、不明でしたらば、後ほどお知らせください。

環境上下水道課長 申し訳ございません。後ほど、改めて資料を整えて説明させていただきたいと思えます。

議 長 あと、ごみ収集の件はどなたでしょうか。一般財源ではないかというふうな質問だったんですが。

町 長 まず、17ページの中段の総務費の横をずっといったときに、水源環境再生…町の補助金715万1,000円。ここから、1、2、3個引いて、下に合併処理浄化槽補助金がマイナス374万円。これを差し引くと、残りが、先ほど言われた24ページの341万1,000円になります。ということで、この財源が当たっているということになりますので、数字が…ちょっと私の説明がまずかったら申し訳ないですけど。そういうことだよ。だから、先ほど言われた374万円はどこへ行っちゃったのというところは、ここで減額をしていると。歳入のほうで。ということですよ。

6 番 井 上 そのこのですね、合併処理浄化槽のほうは、今の町長の説明であれなんですけれども。廃棄物収集運搬委託事業のほうの国庫支出金ですね、3327。それはだから、その分がここでプラスになっているというのはですね、ほかの事業の財源と組み替えをしているのではないかとということで、じゃあこれも先ほどのですね、件と併せまして、後ほど回答をお願いします。

議 長 後ほど調べて報告をお願いします。大丈夫ですか。

環境上下水道課長 申し訳ございません。先ほどの継続費でございますが、トラックの購入費にかかる国庫支出金の充当分でございます。

政策推進課長 このごみの廃棄物の運搬につきましては、今言われた車が購入がございます。その部分がですね、全額ですね、地方創生に当たってなかった部分がございます。ここでですね、地方創生分の先ほどですね、いろいろ減額をしています。そこと相殺をして、最終的にこの地方創生部分をここに充てましたので、その部分を含めて国庫支出金を332万7,000円プラスにしてるという相殺をしています。全体の中で、地方創生事業、感染症総合対策事業で財源を更正してますので、そのマイナスした部分をここでプラスにして、最終的にはゼロにしています。最終的にはゼロにしています。そこで充てたのが332万7,000円となりますので、一般財をここで、459万9,000円をマイナスにし、右側の欄の127万2,000円という差額が出てくるということで、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 それでは1点だけ質問させてください。29ページをお願いいたします。道路新設改良費、ここの道路新設改良に要する経費ということで、道路新設改良事業。これにつきましては、酒匂川左岸道路を整備するために、松田庶子線道路用地の測量委託料ということで、測量する延長が長いので、数年前から計上されて、区間を区切って執行していると、そのように私は理解しております。今回、国庫がつかなかったのが減額補正ということなんですけれども、令和3年度には計上されてないですね。まず、その辺の絡みでどうなのか。

あと、この測量の進捗状況。どのようになっているのかと。測量後の、それ以降のことについて、年度ごとにどういうスケジュールで測量が終わった後、

進めていくか。要するに、今、測量まだ終わってないですよ。用地測量が終わった後に、基本設計みたいなのが入って、実施設計になって行っていくのか。それからの先。測量が終わった後の先のスケジュール。それと、あとは当然山北町から左岸道路ですから続いてますよね。山北町の進捗状況ですか。今、松田については松田の予算なんですけど。山北のほうはどうなっているか。その辺に合わせて回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

参事兼まちづくり課長

それでは、御質問にお答えいたします。令和2年度におきましては、残念ながら補助金がつかなくてですね、事業をできなかったということでございます。今、どこまでいっているのかと。まず1つ目の御質問でございますが。あらかじめ方線…線形ですよ。線形の基本的な測量は終了しております。ただし、用地界ですね。官と民の、堤防と民地の用地界等が測量がまだ済んでいない部分があります。

その次にですね、じゃあこの後のスケジュールはどうなっていくのか。今ですね、予算がつかなかった分ですね、その分をですね、直営で何か進捗させたいというのがありまして、堤防道路ですので、河川管理者と占用協議を行うと。占用協議がですね、相当ハードルが高くてですね、今、山北町さんで4年かかってやっと完了したぐらいのところですよ。松田町もですね、その例にのっとってですね、占用協議を今年度から土木事務所と調整を始めております。占用協議を併せて行いながら、今後は基本設計、詳細設計、それから工事。その前に、一部民地を購入しないとできない場所があります。何で堤防道路で収まらないかと申しますと、やはりカーブであるとか、大きなアールを振ってみたり、橋があつてですね、前後の取付けの道路の高さによっては、構造物を民地側に造らないとですね、道路の高さがうまく取れない場所があります。そういった場所は、民地側をお譲りいただくようになりますので、そういったことも含めて、そうですね、今測量と…用地の測量と占用が完了すればですね、3年ぐらいかかるかなというふうに読んでおります。それが終われば工事に…工事に入れるのかな。4年後、5年後ぐらいから工事に入れるのかなというふうに今考えております。以上です。（「山北側」の声あり）

山北側につきましては、現在、工事を始めたところなんですけれども、同じく予算がつかなくてですね、工事が止まっております。以上です。

5 番 田 代 丁寧な御回答ありがとうございます。境界確定がまだできてないから、その辺も含めると、もう少しかかると。今のお話で、線形とかそういったあれはもう大体できてると。あとは、民地との境界確定というのを私理解したんですけど、その辺がまだ終わってないので未定だと。これについては、国庫がつかない場合、今後直営でやっていきたいと。そのような回答でよろしかったですか。まずそれが1点目の再質問です。

参事兼まちづくり課長 直営でやっていきたいというのはですね、土木事務所の占用協議ですね。それについての資料作成などは直営でやっていきたいということでございます。

5 番 田 代 それでは、境界確定については、また国庫補助をつくのを待って委託でやっていくと。県との協議に、山北は四、五年かかったと。松田はもう少し短縮しても、それが終わって設計に入って、工事の実施は四、五年後だろうと。そういうことですね。ありがとうございます。これについては、当然地元の方がずっと隣接…庶子地区の方がすると思いますのでね、適度な…しかるべき時期に、適度な情報提供をしていただきながら進めていただきたいと思います。最後については要望です。よろしくお願いします。終わります。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番 大 館 1点だけお聞かせ願います。21ページのですね、企画費の空き家・空き地対策。コロナ禍で事業も大変だと思いますけれども、これからコロナ禍で人口減少は相当進む可能性があるわけじゃないですか。ですから、こういう事業は減額するんじゃないかと、積極的にできる範囲のところを積極的に予算を使ってですね、やるべきだと思いますけれども、その辺の考え方についてお伺いします。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思います。コロナ禍にですね、職員一同一丸となってやっておりますが、この事業につきましては非常に大切なものであって、町としてもですね、今、若い職員がプロジェクトチームをつくり、この空き家対策全般にですね、取り組む形を取っております。おりますので、来年度予算にですね、また改めて、今予算案として計上させて

いただいておりますので、それに向かって頑張りたいというふうに思います。  
以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号令和2年度松田町一般会計補正予算(第13号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。再開は10時35分からといたします。(10時25分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時35分)

日程第2「議案第10号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第10号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,168万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,177万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長

それでは説明させていただきます。今回の補正は、保険給付費における療養給付費や高額療養費が減ったことによる減額と、新型コロナウイルスの影響による国保税の減免にかかる財源補正が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございます。節1医療給付費分現年度課税分は、新型コロナウイルスの影響による国保税の減免額304万3,000円の減額となります。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございます。節1保険給付費等交付金（普通交付金）は、歳出の療養給付費等に合わせて8,000万円を減額するものでございます。節2保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、新型コロナウイルスの影響による国保税の減免額の補助として、県より10分の4の負担で145万4,000円。最下段にあります災害等臨時特例補助金として、国より10分の6の負担と合わせまして、10分の10の補助になってございます。

款5繰入金、項1一般繰入金、目1一般繰入金でございます。節1保険基盤安定繰入金は、192万5,000円の減額となります。保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合となり、一旦、一般会計で国費・県費を受け入れ、町負担分を加えて繰り入れるものでございます。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害等臨時特例給付金、こちらは新型コロナウイルスの影響による国保税の減免額の補助として、182万6,000円でございます。

次の10ページ、11ページをお開きください。歳出について御説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、電算システムの改修費でございます。節18負担金補助及び交付金は、税制改正に伴う国保システムの改修費18万7,000円でございます。目2団体負担金につきましては、

神奈川県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。節18負担金補助及び交付金は、国保連合会とつながる国保ラインシステムの改修費6万6,000円でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目3一般被保険者療養費、節18負担金補助及び交付金につきましては、給付見込みにより7,000万円減額するものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節18負担金補助及び交付金につきましても、給付見込みにより1,000万円減額するものでございます。

款の9、項の1、目1とも予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第11号令和2年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号令和2年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。令和2年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ249万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,534万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費) 第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、2ページを御覧ください。今回の補正の目的は2つございます。

1点目は、令和元年度決算により、実質収支額が853万2,000円に確定いたしましたので、繰越金予算を129万9,000円増額させていただきました。

2点目でございます。昨年12月、国より令和2年度国補正予算に関する通知が出されました。それによると、国の経済対策の一環として、令和3年度の国の補助要望額の不足分について、令和2年度の補正予算にて最大限措置するとの通知が県にされたそうでございます。これによりまして、神奈川県流域下水道建設事業の令和3年度当初予算への計上を予定しておりました事業のうち、地震災害対策に要する事業など早急に対策が必要な事業について、当初令和3年度で見込んでいた事業を、令和2年度の補正予算で早期発注することにより、国の経済対策に呼応するという事になった次第でございます。

なお、この補正の総額でございますが、3億200万円でございます。内訳でございます。水処理、酒匂川流域下水道処理場のうち、水処理第3系列の自家発電設備設置工事。第2系列の反応タンク整備設置工事、汚物処理等独立管路、沈砂池ポンプ室、汚泥処理棟のそれぞれの耐震詳細設計委託でございます。これが総額で3億200万円でございます。このうちの財源内訳でございますが、国費が1億8,800万、県負担分が5,700万、市町村の負担が5,700万ということになっております。松田町につきましては、このうち125万7,000円を負担する

ことということになってございます。このため、歳出、流域下水道建設負担金に、町増額分として125万7,000円を計上させていただきました。

なお、財源につきましては、新たに町債を120万計上してございます。また、自己財源として、先ほど御説明いたしました前年度繰越金129万9,000円より5万7,000円を充てさせていただいております。なお、前年度繰越金の残124万2,000円については、予備費に充てさせていただいております。

3ページの第2表につきましては、今回の増額の建設費負担にかかる繰越明許費の表になってございます。

第3表につきましては、地方債の補正。当初380万円で見込んでおりました地方債につきまして120万を増額してございますので、それに関する表でございます。

それでは、10ページを御覧ください。明細でございます。

まず、歳入でございます。款繰越金、項繰越金、目繰越金でございます。補正前の額723万3,000円。補正額129万9,000円。補正後がですね、853万2,000円でございます。

続きまして、町債でございます。款町債、項町債、1下水道事業債でございます。補正前の額4,830万、補正額120万、計4,950万円でございます。内容につきましては、酒匂川流域下水道の事業債120万円でございます。

ページをおめくりください。歳出でございます。流域下水道費、款流域下水道費、項流域下水道費、目流域下水道費でございます。補正前の額6,394万9,000円、補正額125万7,000円。計といたしまして、6,520万6,000円でございます。酒匂川流域下水道事業費建設費負担金に、125万7,000円を新たに追加計上してございます。

最後に、予備費でございます。補正前の額336万円、補正額124万2,000円、計460万2,000円になってございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第11号令和2年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第12号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第12号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ139万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億7,807万6,000円とする。2、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第12号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、説明させていただきます。第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定委託料の入札差金の減額が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明をいたします。款の6繰入金、

項の1 一般会計繰入金、目2 その他一般会計繰入金として、先ほど一般会計補正予算で御議決を賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額の139万7,000円を歳入減するものでございます。

次のページをお開きください。歳出について説明をさせていただきます。款の1 総務費、項の4 委員会費、目の1 委員会費は介護保険事業計画等策定委託料の入札残に伴う委託料を、139万7,000円減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第12号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第13号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第13号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ239万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,036万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ

る。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、説明させていただきます。今回の補正につきましては、町村共同システム改修負担金の増額及び神奈川県後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定納付金の減額にかかる補正をさせていただきますものです。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金につきましては、金額が確定しましたので、65万3,000円を減額補正させていただきます。低所得者の保険軽減分を公費で補填するための制度で、一般会計で収入した県費の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金4分の3と町負担分4分の1を合わせて後期高齢者特別会計に繰り出し、特別会計から広域連合に納付するものでございます。節の2事務費繰入金につきましては、歳出の町村共同システム改修費として、56万1,000円の増額となります。

款4、項1、目1繰越金は、前年度の実質収支が448万2,000円となりましたので、当初予算との差額248万2,000円を増額補正させていただきます。

次の10ページ、11ページをお開きください。歳出について御説明いたします。款の1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節18負担金補助及び交付金につきましては、所得課税見直しに伴う町村共同システム改修費負担金56万1,000円でございます。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、節18負担金補助及び交付金、保険基盤安定負担金として65万2,000円の減額でございます。

款5、項1、目1ともに予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第13号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。11時10分より再開いたします。(10時58分)

議 長 休憩を解いて再開します。(11時10分)

日程第6「議案第14号令和3年度松田町一般会計予算」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第14号令和3年度松田町一般会計予算。

令和3年度松田町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億7,000万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借

入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳出予算の流用) 第6条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 これより細部説明に入りますが、各担当課長に申し上げます。説明は要点を簡単明瞭にお願いします。それでは、担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それではですね、予算書のほうからまず説明をさせていただきます。6ページ、7ページ、8ページ、継続費、債務負担行為、地方債から説明をさせていただきます。

初めに、6ページでございます。第2表の継続費でございます。継続費につきましては、令和3年度、令和4年度にわたる建設事業等に伴い、単年度で支出がですね、終わらない事業として、教育費、小学校費の松田小学校整備事業。内容につきましては、解体や外構でございます。年割額につきましては、令和3年度1億円、令和4年度5億1,866万8,000円でございます。

続きまして、7ページになります。第3表債務負担行為でございます。件数は10件でございます。文書管理システム賃貸借料から、一番下、松田小学校新校舎警備委託料の起債でございます。こちらにつきましては、債務を負担する行為として、その負担する権限を付与するものでございます。単年度で完結せず、後年度においても負担に伴う場合につきましては、あらかじめですね、後年度の債務を約束することを予算で決めておくものでございます。

続きまして、8ページでございます。第4表の地方債でございます。起債の目的でございますが、一般補助施設整備等事業債でございます。こちらは、ジビエ処理施設整備事業と飲料水耐震性貯水槽整備に伴う限度額3,510万円でございます。

続きまして、道路整備事業につきましては、町道寄15号線、町道1号線ほかでございます。

次の交通安全施設等整備事業につきましては、新松田駅北口設計部分と、南口の整備によるものでございます。

続きまして、緊急防災・減災事業につきましては、小田原市消防への建設に伴う負担金、山北出張所の部分でございます。

続きまして、学校教育施設等整備事業につきましては、松田小学校整備事業による地方債でございます。一番下の臨財債でございます。こちらにつきましては、2億8,000万円を計上したところでございます。

この合計額16億8,390万円につきましては、34ページでございます町債の合計と同額になるものでございます。

それではですね、次に予算の説明に入らせていただきたいと思います。別紙のですね、令和3年度予算説明資料ということでA4の横版になります。参考資料2でございます。こちらのほうにつきましては、まず歳入につきましては、税務課長と私のほうから説明をさせていただき、歳出につきましては、各所属長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

税 務 課 長 それでは、1ページをお開きください。歳入でございます。上段の款1町税でございます。本年度予算額14億9,396万3,000円、増減額3,315万3,000円の減となっております。

それでは、税目別に説明させていただきます。款の1、項の1、目の1個人町民税。予算額5億6,276万2,000円、増減額2,978万8,000円の減になっております。個人町民税は、町内に居住している個人の前年度の所得をもとに課税される税金で、内訳は均等割、所得割、退職所得となります。減額の主なものは所得割で、1人当たりの所得割額は前年比5%の減収を見込んでおります。

次に、目の2法人町民税でございます。本年度予算額8,025万8,000円、増減額666万円の増になっております。法人町民税は、町内に事務所または事業所を持つ法人等に課税されている税金です。内訳は均等割と法人税割になります。増額の主なものは滞納繰越分で、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予分を繰越分に見込んだことにより、725万8,000円の増額の735万8,000円となっております。

続きまして、項の 2、目の 1 固定資産税。本年度予算額 7 億 6,728 万 7,000 円、増減額 1,242 万 7,000 円の減となっております。固定資産税は町内の固定資産、土地、家屋、償却資産の所有者に課税される税金でございます。減額の主なものは、家屋は評価替えによる既存家屋の減価と、中小事業の新型コロナウイルス感染症にかかる課税標準の特例の措置の減額により、1,070 万 7,000 円の減の 2 億 4,160 万 8,000 円となっております。償却資産につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業が設備投資を控えるものと見込み、また中小事業の新型コロナウイルス感染症に係る課税標準の特例の減額により、584 万 6,000 円減の 1 億 2,961 万 3,000 円となっております。

次ページ、2 ページ目をおめくりください。項の 3、目の 1 環境性能割でございます。本年度予算額 171 万 6,000 円、増減額 37 万 6,000 円の増となっております。増の要因は、今まで環境性能割の税率は 1 % 軽減されていたものが、令和 3 年 4 月から税率が元に戻るため、増額となっております。

続きまして、目の 2 種別割でございます。本年度予算額 2,874 万 3,000 円、増減額 53 万 3,000 円の増となっております。増の要因は、新規購入または買い替えにおいて、車両の増加を見込んでおります。

次に項の 4、目の 1、町たばこ税です。本年度予算額 5,294 万 8,000 円、増減額 149 万 3,000 円の増となっております。増の要因はですね、10 月よりたばこ税の税率引上げによるものでございます。

以上で税関係の説明を終わらせていただきます。

政策推進課長

それでは、地方譲与税になります。まず、地方揮発油譲与税でございます。こちらのほうはですね、ガソリンに課してですね、地方に財源が譲与されるものでございます。

続きまして、自動車重量譲与税でございます。いわゆる検査自動車とですね、届出軽自動車に対して課されるものでございます。

続きまして、森林環境譲与税でございます。こちらはですね、森林の適正な管理ということで、人工林、面積割や林業従業者数により、また人口割により案分される譲与税でございます。主に災害防止、国土保全という機能のために

課されたものでございます。税のほうは令和6年から課税されるものでございます。

続きまして利子割交付金でございます。こちらのほうは記載のとおりですね、預金の利子に課される県税収入に対して、それぞれ決算額の割合によって案分して交付されるものでございます。

続きまして3ページでございます。配当割交付金でございます。上場株式配当に伴う、課税に伴うものでございます。全体の県税収の59.4%がですね、県民総額に占める町村の個人県民税割の割合により案分されるものでございます。

続きましてですね、法人事業税交付金でございます。法人事業税交付金につきましては、県に納付される法人事業税の一部を案分されるものでございまして、主に都市と地方との税収格差を是正するために設けられた制度でございます。

続きまして、地方消費税交付金でございます。県の地方消費税収入の2分の1を人口と従業者数で案分して交付されるものでございます。

ゴルフ利用税交付金につきましては、制度につきましては創設がですね、昭和41年に創設された事業でございます。ゴルフ場の利用税の10分の7をその市町村にですね、交付されるものでございます。これは利用の実績に伴う交付でございます。

続きまして、環境性能割交付金でございます。県のですね、税収の100分の95のうちですね、100分の47を市町村に交付される事業でございます。

続きまして、地方特例交付金につきましては、減収補填として住宅借入金の特別控除分、また自動車税、軽自動車税等の部分につきましてはの特例交付金でございます。なお、この事業につきましては、県の地財計画に基づき、事業の計画が作られておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、4ページでございます。新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金でございます。こちらにつきましては、地方税法のですね、課税標準額の特例として、市町村の固定資産税が減額する場合において、その減額のした分の額を補填するものでございます。今回のコロナの関係がござい

まして、令和2年2月から10月までのうちの3か月間の前年同期と比べてですね、50%以上固定資産税等が減額された方…事業者等に対して国が全額補填、50%以上については全額補填するものでございます。なお、30%から50%未満につきましては、国が2分の1を補填するものでございます。なお、この積算につきましては、当初、予算当初におきましては17件分の経費を見込んでございます。うちですね、5件分が全額国の負担分、50%以上の部分を5件分、2分の1の部分を12件分見込んでございます。家屋については、おおむね360万円を見込んで、少額のほうにつきましては298万4,000円の計算で、こちらのほうを交付金を出しているところでございます。

続きまして、地方交付税でございます。こちらにつきましては、いわゆる地方自治体ですね、財政の不均衡の是正という観点から、今年度は積算をしているところでございます。こちらも地財計画に基づきですね、示された金額をここに掲載させていただいてございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。交通反則金の一部をですね、改良済みの道路延長や過去2年分ですね、事故件数等により案分して交付されるものでございます。

それでは、分担金及び負担金でございます。主なもののみ説明をさせていただきます。まずですね、民生費負担金の保育所運営費負担金でございます。いわゆる保育所利用児の保護者からの納付される保育料でございます。今回は0歳から2歳児の部分の減少に伴い予算を減額しているところでございます。

続きまして、新規の事業ですね。農林水産業費の負担金でございます。和田堰維持補修工事負担金として、大井町より10分の8が負担金として納付されるものでございます。

続きまして、使用料及び手数料に入ります。総務使用料の町営臨時駐車場使用料でございます。こちらのほうにつきましては、JR松田駅北口東側の町営駐車場とですね、仲町屋の町営臨時駐車場分の使用料を見込んでいるものでございます。

次の住宅使用料につきましては、既存ですね、町営住宅とですね、籠場住

宅と町屋住宅の使用料を含めて、ここに計上しているところでございます。

続きましてですね、農業使用料でございます。2番の寄ロウバイ園使用料でございます。こちらはロウバイ園の入園料をここに収入として、使用料として掲載をしております。また、公園使用料については、西平畑公園使用料として駐車場、またふるさと鉄道の収入、使用料をここに掲載をしているところでございます。

続きまして、6番の教育使用料に入ります。2番、教育施設使用料でございます。こちらのほうは、町立幼稚園の入園料及び預かり保育料の事業でございます。そして4番の生涯学習センター使用料につきましては、前年度はゼロということになってございますが、名称の変更と教育費へ移したことにより新たに生涯学習センター施設使用料を掲載をしております。

続きまして、6ページでございます。国庫支出金でございます。前年度対比が5億7,000万円超の増額と。松田小学校整備事業によるものが主なものでございます。初めに、国庫負担金の民生費国庫負担金でございます。障害福祉費国庫負担金でございます。こちらのほうは総合支援法に基づくですね、障害者自立支援給付費等による給付の国庫負担金でございます。また、2番の児童福祉費国庫負担金につきましては、保育所に支払う委託料として、保育料を除いた額の2分の1相当額が国から補填されるものでございます。また、幼児教育・保育の無償化に伴うですね、認可外保育施設等の利用費の2分の1の補助のものでございます。

続きまして、3番は保険基盤安定負担金でございます。2分の1の国庫分でございます。国民健康保険保険税の軽減分でございます。

続きまして、4の児童手当国庫につきましては、中学校修了前までの児童の養育者に支払われるものでございます。国・県・町のそれぞれの負担分がそこに示されているところでございます。

続きまして、衛生費国庫負担金でございます。こちらにつきましては、未熟児等の養育、医療費助成事業とですね、それと大きく増額しているのが、新型コロナウイルスワクチンの接種の負担金4,622万3,000円がここに入っているところでござ

ございます。

続きまして、教育費の2、小学校費国庫負担金でございます。こちらは松田小学校建設のための給食施設に伴う負担金でございます。

続きまして7ページに移ります。国庫補助金、総務費国庫補助金でございます。まず、個人番号カード交付事業国庫補助金につきましては、事業のカードに伴う国庫分として歳入されるものでございます。

続きまして、2、企画費補助金でございます。いわゆる地方創生推進事業に伴う交付金2分の1の事業でございます。

続きまして、民生費国庫補助金になります。2番の子ども・子育て支援国庫交付金でございます。こちらにつきましては、町のですね、子ども・子育て支援事業計画に基づくものでございます。またですね、松田小学校建設に伴う学童保育室の整備にかかる経費に対する補助も、この中で交付金に入っております。

続きまして、衛生費国庫補助金でございます。1番の保健衛生費国庫補助金でございます。こちらのほうは緊急風疹対策事業としての抗体検査等にかかる経費などに対する補助でございます。

続きまして、土木費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、土砂災害ハザードマップの作成、また新松田南口駅前広場の事業、狹隘道路整備事業などに係るいわゆる社会資本整備のですね、総合交付金のものでございます。

続きまして、教育費国庫補助金でございます。こちらにつきましては小学校費として国庫補助金の松田小学校建設のための国庫補助金をここに掲載させていただいております。

続きまして、8ページになります。7番、消防費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、防災拠点の観点からですね、飲料水兼用のですね、兼用型耐震性の貯水槽整備事業に係る補助金でございます。

続きましてですね、款16、県支出金でございます。こちらにつきましては、先ほどの民生費負担金でございます。こちらの障害者福祉費負担金ほかですね、それぞれ国庫と同じ部分の事業内容となっておりますが、そのうちの補助率が

違う県の支出金でございます。

続きまして、2番の県補助金になります。9ページでございます。9ページの1、総務費補助金の1、市町村自治基盤強化総合補助金でございます。こちらのほうはですね、県に申請を出しまして、市町村等に行政機能及びですね、財政基盤の強化を図るためにメニュー化された事業については3分の1でございます。広域的に深く連携をする事業については2分の1という条件のもとにですね、出しているものでございます。主なものにつきましては、ジビエ処理加工施設の整備事業やハーブ館改修に伴う事業、また地方創生推進事業にも充てているものでございます。

続きまして、民生費補助金になります。障害者福祉費補助金につきましては、重度障がい者の医療費補助金ほかによるものでございます。また、児童福祉費の補助金につきましては、児童委員活動の経費に関する県の補助金ほかにも充てているものでございます。

続きまして、10ページに移ります。3番になります。水源環境保全・再生施策市町村補助金でございます。こちらにつきましてはですね、環境衛生費のほうに企画から移しまして、新たに金額が出てきたところでございますが、項の変更というところになります。かながわ水源環境保全5か年計画をもとにですね、河川・水路の自然浄化対策推進事業として補助を頂くものでございます。事業を行うものでございます。

4番、鳥獣被害防止総合対策交付金でございます。こちらにつきましては、ジビエ処理加工施設整備事業への補助金となります。

続きまして、6番になります。土木費の補助金になります。こちらにつきましては、地籍調査事業に係る補助金4分の3の事業でございます。

それですと、10ページの県委託金、下のほうですね、県委託金でございます。そして11ページにわたりまして、主なものとしましては、県税徴収委託金でございます。こちらのほうは個人県民税徴収部分の委託金として受け入れるものでございます。また、選挙費委託金として、本年度は衆議院議員の選挙に関する委託金を計上しております。

続きまして、17、財産収入でございます。財産収入の財産貸付収入の土地・建物貸付収入でございます。主にチェックメイトカントリークラブ、ハローワーク等への貸出の収入ほかですね、旧水道企業団用地、また旧寄中学校の収入等をこの中に算入しているところでございます。

続きまして、18、寄附金でございます。昨年同様にですね、ふるさと納税等一般寄附金として、ふるさと納税等の寄附金を計上してございます。

続きまして繰入金になります。繰入金の1番、教育施設整備基金繰入金でございますが、こちらにつきましては松田町の教育施設整備に充てるための基金として繰り入れをするものでございます。

続きまして、12ページに移ります。5番の森林環境譲与税基金繰入金でございます。新規事業といたしまして、再生可能エネルギー利用促進事業、木材の活用に充当するための基金の繰り入れでございます。またですね、体育振興基金繰入金でございますが、こちらも町の体育館の天井ボードの撤去工事に伴う繰入れを行うものでございます。

繰越金につきましては、前年度対比2,500万円の増、前年度からの繰越金で1億4,000万円を計上しております。

続きまして、諸収入でございますが、3番の貸付金元利収入でございます。こちらはですね、勤労者の生活資金貸付預託金元金収入でございます。500万円でございます。

続きまして、5番の事業収入でございます。主なものにつきましては、3番、ハーブガーデン収入でございます。ハーブガーデンの売店やレストラン等の事業収入を見込んでおります。

続きまして、生涯学習センター事業収入でございます。こちらのほうは自主事業チケット収入などによるものでございます。

続きまして雑入になります。雑入の8番になります。松田町創生推進拠点施設の事業負担金でございます。こちらはいわゆるスプラポに伴う事業費としての負担金でございます。

またですね、9番、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、

松田小学校のですね、太陽光発電設備に伴う補助金でございます。

あとですね、12番の雑入がございます。記載されているもののほかですね、今回は寄中学校のですね、光熱水費や維持管理経費などを含めてですね、この雑入の中で294万5,000円が算入されているところでございます。

町債でございます。町債につきましては、まず一般補助施設整備等の事業債として、ジビエ処理加工施設建設事業に係る記載でございます。また、土木債でございますが、こちらの交通安全施設等の土木債については、新松田駅の周辺整備に係る起債でございます。

最後14ページになります。消防債でございます。こちらのほうにつきましては、小田原市消防本部、足柄消防署、山北出張所、建設委託費の負担金としての起債でございます。

そしてまた教育債につきましては、松田小学校整備事業に係る起債で、大きくここで12億3,640万円を起債をするものでございます。

歳入の総額でございます。本年度につきましては65億7,000万円という金額で、昨年対比ですね、15億円の増という形になってございます。

以上、歳入のほうを説明を終わりにさせていただきます。

議 長 暫時休憩します。休憩中に昼食をとってください。午後は1時より再開いたします。 (11時40分)

議 長 再開します。 (13時00分)

議案第14号令和3年度松田町一般会計予算の引き続き細部説明を行います。

議 会 事 務 局 長 それでは、引き続き参考資料2で歳出の御説明に入ります。15ページをお開きください。

款項目とも議会費でございます。本年度予算額8,223万5,000円、前年度対比345万2,000円の減額となっております。

01議員報酬及び手当のうち、新型コロナウイルス感染症対策費等を勘案しまして、令和3年6月支給予定の期末手当、議員さんの期末手当20%分の減額分、それと議員共済会負担金の負担金率の変更に伴う減額分が主なものでございます。

02職員給与費につきましては、昨年書記の人事異動などがありましたために、減額となっております。

01議会運営活動事業費でございますが、事業経費の再計算による減、新たに音声認識ソフトを購入、それから9月の役職改選に伴う経費、これが増になっておりますので、その差し引きでございます。

新たに02感染症総合対策事業費として、会議等のペーパーレスの推進、オンライン会議の実現に向けたタブレット端末を町長部局とともに購入するための経費13台分を計上しております。以上です。

参事兼総務課長

続きまして、総務費、総務管理費、一般管理費でございます。職員給与費につきましては、特別職2名、職員44名分の給与費でございます。職員は総務課、政策推進課、定住少子化担当室、町民課、税務課、出納室の職員の44名分でございます。職員人件費につきましては、予算書の費目ごとにそれぞれ職員給与費として計上しておりますが、一般会計分と全会計分の人件費明細を予算書の196ページから211ページにかけて掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

次に、一般事務経費の主なものにつきましては、町長交際費100万円、職員管理費として職員健康診断委託料107万6,000円を計上し、なお教育特別会計ではそれぞれ健康診断料を別に計上しております。

そのほか、夜間警備委託料567万1,000円、町例規集検索システム保守委託料248万6,000円、人事給与システム賃借料に112万円を、町職員互助会補助金として110万2,000円、それから県市町村電子自治体共同運営協議会負担金146万1,000円を計上しております。会計年度任用職員給与費は、2名分の報酬137万7,000円を計上しております。以上です。

政策推進課長

それでは、文書広報費でございます。1、広報広聴事業につきましては、町の広報紙の発行、またホームページの保守管理、そしてTVKのデータ放送などによる経費でございます。

3番のまつだフォトコンテストにつきましては、隔年で事業を行ってございます。本年度実施するため増額となっております。

3、財政管理費でございます。一般管理事務経費につきましては、予算・決算・公会計等に伴う財政の事務経費でございます。

4、会計管理費でございますが、こちらは出納業務に関する事業経費でございます。以上です。

参事兼総務課長 次の財産管理費でございますが、町有林整備委託料として643万5,000円、令和3年度は4.47ヘクタールの間伐、草刈りを実施してまいります。籠場地区、町屋地区の土地購入に対する借入金返済に充てるものとして、用地取得特別会計への繰出金として2,178万3,000円が主なものでございます。

庁用車管理経費の主なものとして、町長車ほかのリース料金が191万4,000円、運転に係る委託料120万円を計上しています。庁舎管理経費の主なものは、庁舎光熱水費に679万2,000円、修繕料に107万1,000円、それから庁舎管理の法定点検委託として719万3,000円を計上しております。

町営臨時駐車場管理経費につきましては、JR松田駅前の臨時駐車場、仲町屋臨時駐車場の管理にかかる経費で、主なものは両駐車場の管理委託料と設備保守点検委託料で、165万1,000円を計上しております。

会計年度任用職員給与費につきましては、庁舎清掃員報酬と期末手当、町長運転手の報酬として合わせて239万2,000円を計上しております。

地域集会施設管理委託経費の主なものは、地域集会施設等管理委託料の357万1,000円です。旧寄中学校経費の主なものは、光熱水費の155万でございますが、委託料を含め、一旦町で支出し、体育館以外の部分につきましては事業者からの負担金として納付をしていただくようになっております。

続きまして、住宅管理費でございます。町営住宅管理費の主なものにつきましては、町営住宅解体整備工事の250万円を、それと住宅整備事業管理経費につきましては、籠場地区町営住宅、町屋地区町営住宅にかかる経費で、その維持管理運営委託料として896万2,000円を計上してございます。

政策推進課長 それでは企画費でございます。一般事務経費につきましては、企画調整に関する、また広域行政等に推進するための経費となっております。

3つ目でございます。自治体交流事業でございます。こちらは姉妹町、横芝

光町とのですね、産業まつり等を通じた交流事業の推進事業でございます。

4番目の定住少子化対策支援事業につきましては、移住・定住に係る事業でございます。主なものにつきましては、住宅奨励金、また2世帯等同居奨励金、また同窓会の支援や民間住宅の家賃補助でございます。なお、この中にですね、空き家・空き地活用に向けた取組として300万円が含まれているものでございます。

5番、ふるさと納税管理経費につきましては、寄附金にふるさとの応援寄附金の受付業務や返礼品等に対する経費となっております。

続きまして、18ページに移ります。1、一番上の県西地域活性化プロジェクト推進事業でございます。こちらにつきましては、県西地域の2市8町とですね、神奈川県と連携をし、いわゆる体験事業や交流事業等を推進するための経費としていくものでございます。

続きまして、8番になります。町政連絡費でございます。一般事務経費でございます。こちらにつきましては、行政と地域が連携をとり、コミュニティ活動を推進するため、いわゆる自治会活動に要する経費となっております。

続きまして、9の電算管理費でございます。住民情報システム管理経費でございます。こちらにつきましては、主なものにつきましては、神奈川県町村情報システム共同組合の負担金といたしまして、本年度は、令和2年度に学童保育システム、また健康づくりシステムが完了したことに伴い、負担金が減額、おおむね900万円の減額となっているところでございます。

続きまして、財務会計端末機器関連経費でございます。財務会計のですね、事務経費とですね、公会計システムに伴う保守委託料や、サーバー等の賃貸借料、また消耗品等の経費でございます。

続きまして、3になります。電子自治体推進事業でございます。県とですね、連携をしながら、インターネットを介してですね、様々な連携をする行政間で接続する総合ネットワークシステムを構築するための事業でございます。主なものにつきましては、マイナンバーを利用した中間サーバーとですね、町の住基システムをつなげるための運営経費、おおむね400万円ほどが主なものでござ

います。

続きまして、4、庁内LAN関係経費でございます。庁舎内ですね、ローカルネットワークいわゆるインターネットで接続している機器、また回線維持の管理に要する経費でございます。本年度はですね、IT資産管理サーバーの導入を昨年半年間、途中から入れましたので、本年度は1年分の経費となったことにより増額になったところでございます。

そして、19ページになります。感染症総合対策事業でございます。こちらはですね、議会と連携をしながら行う事業で、タブレット15台分の購入費とですね、いわゆるZoomのアカウントの24時間体制可能にするもので、その制限をなしとするものの経費を合わせて計上しているところでございます。

続きまして、寄出張所費の出張管理経費でございます。こちらは寄出張所の管理運営にかかる経費を掲載させていただいてございます。以上です。

参事兼総務課長

続きまして、交通防犯安全対策費でございます。交通安全と防犯に要する経費でございます。主なものといたしましては、交通指導隊運営事業の交通指導隊員の報償として207万4,000円、防犯活動事業の防犯灯及び防犯カメラの電気料として224万9,000円、LED防犯灯リース料として187万5,000円が主なものでございます。

政策推進課長

続きまして、地域交通対策費でございます。1の地域公共交通対策事業といたしましては、主なものにつきましては、平成24年からですね、行っています乗合バス事業とですね、平成24年の併せて高齢者まち乗りパス65、また通学定期券の補助でございます。なおですね、こちらのほうにつきましては、主なこの定期券の助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染の影響からですね、事業者負担をですね、町のほうで今回負担をですね、3分の1から3分の2、町が負担をし、利用者に影響しない形で進んでいくという形の予算でございます。また、2番の感染症総合対策事業につきましては、町内に拠点の有するいわゆるタクシー事業者さんですね、経費に対する支援でございます。1台分で、1台に対して2万円の交付ということで、合計40台分ですね、箱根登山さんと松田合同さんを含めて40台分を2万円補填する事業でございます。

税 務 課 長 続いて20ページを御覧ください。02賦課徴収費でございます。02収納対策事業でございます。相続管理人選任手数料を令和3年度より新規に計上しまして、相続放棄等により相続人不存在になった土地や家屋に対し、相続管理人を選任し、物件の処分などを行い、新たな所有者に課税を行うものでございます。

続いて、03固定資産評価事業でございます。固定資産評価業務委託料は345万4,000円で、令和6年度の評価替えに向けて正確な課税を行うため、路線価を算出する業務などを行います。

町 民 課 長 項及び目、戸籍住民基本台帳費、節1一般事務経費、こちらは戸籍住民基本台帳事務、個人番号カード交付事務にかかる経費で、個人番号カードを作成する地方公共団体情報システム機構に対する交付金でございます。

2、戸籍電算システム管理経費、戸籍電算システムにかかる保守等の経費と、リース切れを迎えるシステム機器入れ換えに伴う経費でございます。

3、会計年度任用職員給与費、こちらは個人番号カード交付事務の従事者として、2名を雇う報酬でございます。以上です。

参事兼総務課長 次の選挙費でございます。選挙費のうち、主なものといたしましては、町長選挙執行経費のうち、選挙運動用自動車、それからビラ、ポスターなどの費用を負担する町長選挙費用負担金の281万3,000円、選挙事務における職員手当等の309万8,000円でございます。

次の衆議院議員選挙執行経費の主なものといたしましては、ポスター掲示場設置撤去委託料の102万3,000円、選挙用備品購入費の321万8,000円でございます。

政 策 推 進 課 長 それでは、統計調査費でございます。主なものは、1番の基幹系の統計調査事務経費でございます。こちらはですね、国税上重要な基礎資料とするために行われるものでございます。いわゆる統計法で決まっているものを行うものでございます。今回は令和2年度、国勢調査が終わりましたので、大きな減というふうになっているところでございます。

続きまして監査委員費でございます。こちらにつきましては、毎月の例月出納、定期監査、また決算審査、団体監査などに行うための監査委員さん活動に

おける経費でございます。

福 祉 課 長 それでは、款の3、民生費の前半の項1、社会福祉費を説明させていただきます。まず、社会福祉総務費でございます。1番、職員給与費といたしまして、職員12名分の人件費を計上いたしております。

03の一般事務経費の主なものといたしましては、健康福祉センターの指定管理委託料及び町社会福祉協議会の補助金でございます。健康福祉センターの指定管理につきましては、1,884万4,000円、12月の定例会におきまして令和3年度より8年度まで、松田町社会福祉協議会の指定をお認めいただいたところでございます。当センター、完成より23年が経過しておりますことから、建物のメンテナンスなどを関係者と調整して業務に当たってまいります。町の社会福祉協議会の補助金は2,907万1,000円、社協職員の人件費の補助となります。

22ページをお願いいたします。05感染症総合対策事業では、高齢者等移動手段確保事業として、タクシー初乗り運賃の助成639万4,000円のほか、感染者の方への支援金として180万円、家庭内クラスター防止のための助成金360万円を計上いたしました。

その下、国民健康保険事業特別会計繰出金として4,154万7,000円及び介護保険事業特別会計繰出金6,103万6,000円でございます。それぞれ法定割合に基づく繰出金を各会計に繰り出す費用でございます。

続きまして、目の2、老人福祉総務費でございます。03後期高齢者医療運営事業は、後期高齢者広域医療連合へ負担する経費686万8,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金の1億2,415万7,000円でございます。

04の敬老会経費では、敬老会開催に関わる経費及び敬老祝金86名分、158万円を計上いたしております。

05高齢者の生きがい事業では、松田町シルバー人材センターの職員の人件費費用のうち、半額となる357万6,000円を計上いたしております。なお、残りは別途、国庫制度があり、法人のほうに直接補助されるものでございます。

続きまして目の3、障害者福祉費でございます。02重度障害者医療費といたしまして、計上している経費は障がい者手帳をお持ちの方のうち重度の方の医

療費扶助費として2,588万4,000円を計上してございます。

続きまして、03障害福祉サービス等給付費でございます。給付事業でござい  
ます。補装具等を含めた障害福祉サービスの給付費2億9,179万9,000円を計上  
し、続きまして04の地域生活支援事業につきましても、障がい者の方の地域に  
おける日常生活の支援を行うもので、扶助費として310万8,000円が主なもので  
ございます。

05障害者機能訓練、社会参加支援啓発事業は、障害者就業生活支援センター  
事業運営費負担金として、障害者の職業訓練における自立支援を目的とした相  
談事業支援等のために、2市8町で運営する経費などでございます。

その下、会計年度任用職員給与費につきましても、基幹相談支援センター業  
務に従事する職員の人件費を計上しております。社会福祉総務費の説明は以上  
でございます。

子育て健康課長 続きまして、児童福祉費、児童福祉総務費について御説明いたします。まず、  
一般事務経費につきましてもですが、こちらは児童福祉全般に関する経費を計上  
してございます。その下の小児医療費の助成事業ですが、0から15歳までの子  
供の医療費を助成するものでございます。

24ページを御覧ください。ひとり親家庭等の医療費の助成事業です。こちら  
はひとり親家庭の父または母と児童に対する医療費の一部を助成しております。

その下、子育て支援センター・ファミリーサポート事業、こちらのほうは親  
子の交流を提供して、また子育てに対する相談事を伺うような施設を地域の中  
で、助け合う仕組みを行っております。来年度よりさくら保育園内の「すこや  
か」がなくなることにより、前年より減少となっております。

学童保育の運営事業です。こちらのほうは学童保育に関する事業に関する費  
用ですが、来年度、新校舎移転に対する引っ越し費用等に関わる分が増額とな  
っております。

子育て世帯の支援事業ですが、こちらは子育て世帯の経済的負担の軽減を行  
うため、高校卒業までのお子さんを2人以上養育している御家庭について、そ  
のうち中学生以下のお子さんがある世帯ですね、その方について、前年度に納

めた水道料金の基本料金分を補助する事業となっております。

会計年度任用職員の給与費については、こちらは児童相談員、母子保健コーディネーター、それと学童保育指導員の報酬と期末手当を見込んでおります。

その下の感染症総合対策事業の220万円ですが、今年度に引き続きひとり親家庭等に対する支援を行います。

続きまして、児童措置費です。保育所運営事業につきましては、保育所の運営にかかる経費等を民間保育最低基準を維持するために国・県の制度に基づき補助を実施しております。

保育促進事業につきましては、延長保育や一時預かり保育の促進を図るための、こちらもやはり国・県の制度に基づいた保育所への補助を実施しております。

児童手当事業、こちらは子育て世帯への支援として児童手当を法定に基づき給付しております。

小規模保育事業につきましては、小規模保育「なのはな」を今まで令和2年度まで民間の事業所をお願いしておりましたが、3年度よりいつでも開けるようにということで、一応経費のほうをここに計上してございます。

次が子ども・子育て支援事業ですが、こちらは幼児教育・保育の無償化の実施に伴う事務費、扶助費を計上してございます。

その下の感染症総合対策事業は新規でございます。こちらは、コロナ禍において0から5歳児の保護者の方に対して、すくすく応援給付金といたしまして1人2万円、410人分の支援をするための事業費となっております。

続きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。職員給与費につきましては、こちらにかかる人件費を計上してございます。

次の一般事務経費につきましては、保健事務に関わる足柄上医師会ほか各種団体への負担金を計上してございます。

03の一般健康づくり事業ですが、来年度、町村共同システムによる健康管理システムの改修がございまして、前年度より増額となっております。

その下、寄簡易水道事業の特別会計繰出金ですが、こちらは寄簡易水道事業

会計への繰出金となっております。

その下の会計年度任用職員給与費ですが、こちらは健康センター内の未病センターの利用者に対する相談に対応する職員の報償費となっておりますが、令和2年度までは総務費、総務管理費、企画費に計上してございましたが、令和3年度より事業実施担当課への歳出がよろしいということで、こちらのほうに移行しております。

続きまして、26ページを御覧ください。予防費の母子保健事業です。こちらは令和3年度より産後健診を実施し、産後ケア事業に取り組むということで、産後健診等を含めた新しい事業を追加しております。

その下の感染症予防事業のほうですが、今までの予防事業に加えまして、令和2年度の10月から定期接種の一部となりましたロタウイルスワクチンの分の増額ということで、前年度より増額となっております。

その下の健康増進事業です。こちら今まで健康増進法に基づいた健康教育や相談、そういったがん検診の事業を実施してございましたが、令和3年度より新たに肺がん、大腸がんの施設検診、乳がんのエコー検査を新たに実施いたします。

後期高齢者保健事業につきましては、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を引き続き実施してまいります。

06の感染症総合対策事業費は新規事業でございます。新規事業が加わっております。今までやっておりました検査の実施とか、そういった助成のほかに、産後にケア施設を利用された産婦さんへの助成も行う事業となっております。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、会計年度任用職員の給与費につきましては、コロナワクチンの接種費用でございます。以上です。

環境上下水道課長

それでは、27ページ、環境対策費を御説明させていただきます。まず、04鳥獣防除対策事業でございます。継続事業でございます。有害獣防止柵の設置補助などに加えて、令和3年度は農業被害の低減、新たなハンターなどの担い手確保の観点から、国・県の交付金・補助金を活用して、ジビエ処理加工施設を

建設いたします。主な事業といたしまして、詳細設計、施工監理委託、建設工事を予定しているところでございます。

05小田原市斎場事務等に関する経費につきましては、小田原市への事務委託料を予算計上してございます。

06再生可能利用促進事業につきましては、対前年比、約560万円ほど増額してございます。主な増額の理由といたしましては、地球温暖化実行計画事務更新にかかる委託料、木質バイオマス事業推進にかかる補助金を新規計上したためでございます。

続きまして、01塵芥処理費でございます。一般管理経費の主な経費といたしましては、足柄東部清掃組合の負担金、足柄上地区資源循環型処理施設整備準備室に対する負担金でございます。

続きまして、04廃棄物収集運搬委託料でございます。廃棄物の収集運搬の処理経費にかかる委託料を計上してございます。

1枚おめくりください。し尿処理費の一般管理経費でございます。主な経費といたしまして、合併処理浄化槽及び足柄上衛生組合の負担金の予算を計上してございます。以上です。

観光経済課長

それでは、引き続き28ページでございます。款5農林水産業費、項1農業費におきまして、目3農業振興費を御覧ください。03里地里山保全・再生事業につきましては、農地、山林、集落が一体となった里地里山を保全する活動を展開されております3つの協定団体へ、県補助金を活用して支援を行っているものでございます。

その下、04感染症総合対策事業につきましては、新規事業として自治会等の活動で実施されている水路・道路等の清掃などが、コロナ禍により縮小される中ですね、機能確保及び環境衛生の向上を資するため、活動の支援を行う委託事業に200万円、さらにコロナ禍や自然災害等による、いわゆる農業者のリスク軽減をサポートする農業経営収入保険加入促進補助金50万円となります。

続きまして29ページ、目の4自然休養村管理費におきましては、指定管理費用、これが主となります02自然休養村管理センター、借地料が主となります03

みやま運動広場、ロウバイまつりの委託を主といたします05ロウバイ園施設管理経費等の寄地域における地域の振興を図る経費となっております。

29ページ、一番下になります。01県西地域活性化プロジェクト推進事業につきましては、YHV推進事業から派生しました地域団体でございます寄アクティビティ会などが持続的に交流体験活動を推進するためのプログラムづくり、情報発信、人材育成に要する委託料185万円となっております。

おめくりいただきまして、30ページとなります。項の2林業費、目1林業振興費におきましては、03を御覧ください。地域水源林整備事業でございます。これはかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づきまして、地域水源林と位置づけた民有林の整備、計画また施業ですね、こちらの支援をいたしてまいります。

続きまして、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費を御覧ください。02勤労者福祉事業につきましては、従来から住宅資金利子補助や生活資金の低率融資を実施してまいりましたが、令和3年度は国の財源も充て込んだ中ですね、対象者の拡大、上限額の見直しを念頭に、住宅の補助関係、こちらを2倍の400万円に増額して支援に取り組んでまいります。

その下、03商工振興対策事業につきましては、商工会や、また商工振興会の活動を支援する補助及び産業まつりの開催にかかる委託料となっております。

その下、05駅前案内・待合所運営事業につきましては、新松田駅前の待合、休憩、案内機能を有しますおもてなし・お休み処「つむGO」の賃借料や光熱水費等、維持管理に要する経費となっております。

31ページをお願いいたします。上から2つ目の07ですね、感染症総合対策事業につきましては、拡充の事業となります。主に3点の事業で構成をしております。1つ目は、町商工振興会が実施されます20%のプレミアム商工振興券の発行支援でございます。発行の総額は6,000万を予定しておるところでございます。2つ目は、本年度からコロナ対応で実施しております町制度融資の令和3年度からの利子補助に係る支援、これで86万円。3点目は、このコロナ禍におきまして甚大な影響をこうむっておられます飲食店へ、このニーズの高まりが

ありますテイクアウトへの業態への変更をですね、促進していただく取組を助成するために160万円、この3つでございます。

続きまして、項2観光費、目1観光振興費でございます。02観光宣伝事業につきましても、桜まつりなどの町の主要イベントを担っていただきます観光協会への補助金、また、広域的な連携事業である花火大会、こういった負担金が主なものとなっております。

その下、新規事業でございますが、県西地域活性化プロジェクト推進事業につきましても、このコロナ禍の時代に適合した販路を切り開くために、ECサイトの開設、運営、さらにSNS等による広告戦略ですね、販売促進を図る委託事業となっております。

続いて、目の2でございます。公園管理費であります。01公園管理事務経費につきましても、西平畑公園を除く町内の10の公園の清掃等維持管理に要する経費、また18ホール化いたします川音川パークゴルフ場の運營業務委託302万円が主な内容となっております。

その下、02西平畑公園管理費でございます。公園内の建物施設を除いたふるさと鉄道の運行、駐車場の管理委託、草刈り等の維持管理に要する経費となっております。

03です。ハーブガーデン管理費につきましても、特に地域振興機能が期待されるハーブ館でございます。設備の保守や点検等の委託、さらに売店等で販売いたします商品の仕入れ、また賄い材料が主な支出となっております。

最後おめぐりいただきまして、32ページでございます。上から4つ目ですね、01県西地域活性化プロジェクト推進事業におきましても、ハーブ館を拠点としました新たな観光のプログラム、こういったものも展開したいと。その中では、感染症対策、またそのさらなる機能強化を図る目的で、西平畑公園内の環境を整備いたします。具体的には、駐車場のゲート機械化で849万2,000円、ハーブ館の遮熱コーティングやレストランの床上げ、内装のリノベーション、これで493万8,000円、ガーデン内に飲食スペースを設置するもので100万円、こういった3工事によりまして新たなニーズ、生活様式に即した事業を進めてまい

りたいと考えております。以上です。

参事兼まちづくり課長

続きまして、土木費に移らせていただきます。項の1土木管理費、目の1土木総務費でございます。2段目、01一般管理経費では、道路法に基づく道路台帳の補正業務を隔年で実施いたします。

同じく、土木総務費4段目、03地籍調査事業といたしましては、国土調査法に基づき、中丸地内約9ヘクタールにおいて地権者の方との境界立会いをし、地籍図を策定して面積を確定してまいります。

続きまして、02道路橋梁費、01道路橋梁総務費、01一般管理経費では、十文字橋長寿命化修繕工事設計業務委託料といたしまして、新たに事業費を増額しております。開成町さんとともに発注するものでございます。

続きまして、下段、02道路維持費、01一般事務経費では、町道の小規模補修工事やのり面の草刈りなど、通常の維持管理を計上しております。

最下段、02道路補修事業では、生活道路、道路安全施設工事、舗装工事や側溝保守など、道路の構造物の維持修繕を行うものでございます。また、通学児童や歩行者の安全対策として、路側にグリーンベルトなどを設置する工事を計上してあります。

下段のページに移っていただきます。03道路新設改良費、02道路新設改良整備事業では、道路拡幅工事により利便性の向上や通行の安全の確保により、住環境の向上が図られ、定住化促進につなげるためのもので、7路線を予定しております。お手元に参考資料1、工事予定箇所、説明欄、7ページから20ページに位置図及びその断面等を記載しておりますので、後ほど御高覧ください。また、併せて用地買収、物件補償などの経費も計上してあります。

その下段、04道路橋梁費、02橋梁長寿命化事業では、道路法で定められている5年ごとの点検業務を17橋予定しております。

続きまして、中段、04都市計画費、01都市計画総務費です。01一般事務経費では、木造耐震改修工事補助金や危険ブロック塀撤去補助金など、減災に向けた補助金を計上しております。減額の要因につきましては、耐震改修促進計画が策定が終了したため、減額をしております。

続きまして、03新松田駅周辺整備事業では、再開発事業に関する知識や理解を深めるための勉強会の運営、権利者の方の意向調査などを実施し、再開発準備組合設立に向けた取組を促進させます。また、新松田駅北口広場の詳細設計を、令和3年度から令和5年度に、債務負担行為として交通広場の設計、接続する道路の設計、警察協議などを3年間で実施してまいります。また、引き続き駅周辺整備基金に積立てを行います。減額の要因といたしましては、将来交通量推計委託など、委託事業が終了したものでございます。

02都市整備事業費、01新松田駅南口駅前広場整備事業では、建物・工作物調査、用地買収、建物損失補償などを計上しております。南口の駅前広場事業では、用地取得を最優先とし、事業に取り組んでまいります。

最下段、03都市排水路費、01施設管理経費では、都市排水路の修繕工事を計画しております。壱町田地内の水路改修を計画しております。なお、参考資料1、工事箇所予定表の21ページを御高覧くだされば、場所などが表示してあります。

次のページをおめくりください。34ページになります。04下水道費、01下水道事業特別会計繰出金では、平成4年から下水道事業120件分の長期債元利返還金などに充当するものでございます。

続いて、05住宅費、01住宅建設費、01住宅整備事業建設経費は、籠場住宅及び町屋住宅に係る割賦支払分と、基金積立てとして計上しております。土木費は以上でございます。

参事兼総務課長

続きまして、消防費でございます。常備消防費でございますが、広域消防への事務負担金として1億7,149万5,000円、また、山北町出張所設計業務委託分として529万2,000円が主な支出でございます。

非常備消防費、消防団運営事業の主なものといたしましては、消防団員140名分の報酬878万3,000円、消防団員退職報償負担金及び消防団員等公務災害補償等交付金で350万3,000円、消防団運営交付金の182万円を計上しております。

続きまして、消防施設費、消防水利整備事業は、消火栓維持負担金として137万5,000円が主なものでございます。次の消防施設整備事業では、第6分団詰所

建替え工事設計委託料として200万円を計上しております。

次の災害対策費の主なものといたしましては、一般事務経費の土砂災害ハザードマップ作成委託料として491万7,000円、防災資機材整備事業として、備蓄用非常食などの購入費として106万9,000円、防災無線管理事業の、携帯無線システム賃借料の334万3,000円、それと松田小学校に整備する飲料水兼用型耐震貯水槽整備工事の4,221万2,000円を計上しております。

教 育 課 長 35ページの中段、目02事務局費、01一般管理経費については、幼稚園・学校教育活動全般に要する経費で、教育委員会事務局及び学校保健にかかる経費などでございます。そのうち、給食費保護者負担軽減措置事業ですが、子育て支援の一環として保護者負担の軽減を図るため、小・中学校児童・生徒の下半期6か月分の給食費1人当たり月額950円、また、幼稚園の園児の給食費1人当たり月額200円を補助軽減するものでございます。これは従前から行っている補助金でございます。

次のページ、36ページをお願いします。上段の7、英語教育推進事業につきましては、外国語指導助手を複数配置しまして、授業に入る回数を増加させ、児童・生徒の英語教育の充実を図っているものでございます。負担金補助及び交付金で、小・中学生を対象とした英語検定1級から5級の受検者にかかる費用29万5,000円を計上しています。これは、英語の学習意欲を高め、学力向上につなげていきたいと、受検料補助事業を平成30年度から実施しており、年度1回、予算の範囲内において検定料を補助するものでございます。

次に、09教育施設整備基金積立金につきましては、令和3年度予算では積立てをしない予定でございます。なお、令和2年度末の基金残高は、約1億8,950万円になる見込みでございます。

次に、中段の11学校ICT推進事業については、小学校1年生から中学校3年生に配備したタブレットほか、機器の維持管理経費や、授業を効果的にサポートするICT支援員の配置に関わる経費でございます。具体的には、ICT支援員の経費や、タブレットサポートでございます。

資料最下段の14感染症総合対策事業につきましては、18負担金補助及び交付

金1,313万円を計上しております。この予算は、コロナ禍の影響を考慮し、町立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、上半期5か月分の給食費保護者負担を全額補助するものでございます。

次に、資料37ページを御覧ください。目01寄小学校費になります。01学校管理経費といたしまして、この経費は、児童がより安全で快適な学校生活を送る中で、学力向上と心の育成に努めるための学校運営に要する経費でございます。主なものとしましては、04会計年度任用職員給与費では、学校用務員、学校支援員、学校警備員の報償に関する経費でございます。この経費につきましては、松田小学校、松田中学校も同様に予算計上をしております。

次に、01教育振興管理経費でございます。この経費は、講師謝礼、各種研究会資料代の予算でございます。また、各学校における就学援助費につきましても、この教育振興管理経費で予算計上をしております。

次のページ、38ページをお願いいたします。目02松田小学校費になります。01松田小学校整備事業です。令和2年度から令和3年度に、校舎建設工事を実施させていただき、本校舎完成後、旧校舎の撤去等を実施するものでございます。なお、松田小学校校舎建設工事は、令和4年2月に部分供用、その後旧校舎解体、外構工事を行い、全面運用を令和5年1月のスケジュールで予定しております。具体には、委託料としまして3,681万円、内訳は工事監理委託料、引越委託料、竣工式委託料でございます。工事請負費といたしまして20億1,846万円、校舎建設工事、校舎解体、外構整備、木質化工事、太陽光発電設備整備工事でございます。また、備品購入として、1,070万円を予算計上させていただきました。

次の目、中段から下、01松田中学校費でございます。資料38ページの最下段、施設整備事業につきましては、ベランダ補修工事及び校舎屋上階段室の剥落を防ぐ外壁工事を計上いたしました。

次に39ページの上段、02教科書採択に伴う経費につきましては、今年度、中学校教科書の採択であったため、令和3年度から令和6年度まで使用する中学校教科用図書（指導書）に要する経費でございます。

次の目、04幼稚園費、01松田幼稚園費でございます。令和3年度の在園見込み数につきましては、合計104人でございます。内訳としましては、3歳児33人、4歳児36人、5歳児35人でございます。年少・年中・年長それぞれ2クラスの、計6クラスの見込みで進めております。幼稚園の運営につきましては、園長以下、副園長、教諭、支援教諭、運転手、警備員でございます。本年度では、園長の報酬、校医の報酬、支援教諭の報酬が主なものでございます。

次に資料下段、01給食管理経費の主な支出としましては、12委託料、給食栄養士調理委託料でございます。栄養士と調理を民間委託により実施しております。幼稚園につきましても、安全で栄養のバランスのとれた給食を提供するため、自校方式で実施しております。

次に下段、02寄幼稚園費でございます。令和3年度の在園園児の見込み数については7人でございます。年少3人、年中4人の1クラスずつの編制を考えております。

01幼稚園管理費につきましては、就学前教育に向けての経費でございます。

次に、項05社会教育費でございます。目01社会教育総務費でございます。ここでは、放課後子ども教室、02です、を計上しております。この事業は、放課後に小学校の余裕教室等を活用し、子供たちに安全・安心な活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て学習活動を行うものでございます。各学期1回の開催を予定しております。この事業は、県補助金を活用して実施するものでございます。

次の目、図書館費でございます。主なものは、02会計年度任用職員給与費395万円で、6名分でございます。

続きまして、次の目05生涯学習センター管理費でございます。この予算では、事務機器の使用料など、窓口事務に係る一般事務経費と、施設の施設維持管理として、法定の設備機器点検委託などが主な経費でございます。また、施設の利用促進及び文化に対する意識を向上、意識高揚を図るため、03自主事業経費として2回分の自主事業経費を、300万3,000円を予算計上しております。町民の皆様喜んでいただけるよう、職員一同で取り組んでまいります。

次の項06保健体育費、01保健体育総務費につきましては、主なものとしましては、町体育館天井ボード改修工事を計上させていただきました。具体的には、天井ボードを撤去する工事でございます。また、18負担金補助及び交付金の、町スポーツ協会補助金が、685万8,000円が主なものでございます。説明は以上です。

政策推進課長

それでは公債費になります。元金のほうはですね、117本の元金を見込んでございます。また、利子につきましては165本でございます。予備費でございますが、4,000万円を計上し、総額ですね、65億7,000万円となるものでございます。昨年度対比では、率にして29.6%の増となっているところでございます。

それでは予算書のほうにお戻りいただいてですね、193ページになります。こちらがですね、投資的な事業の概要版でございます。件数にしましては、16件分の事業というふうになってございます。総額につきましては23億7,827万8,000円で、昨年、令和2年度におきましては9億6,687万5,000円となっているところでございます。

続きまして、194、195ページにつきましては、節別の集計表を記載をさせていただいているところでございます。そして196ページからにつきましては、給与費の明細書、一般会計全会計でございます。それでですね、213ページに、継続費についての調書を掲載をしております。松田小学校整備事業における継続費でございます。また、214ページからにつきましては、債務負担行為でございます。216ページにわたりですね、63件分の債務負担行為でございます。217ページにつきましては、地方債の関係する現在高の見込みに関する調書を添付させていただいております。218ページからにつきましては、公債費の元利償還金の内訳でございます。

233ページをお開きください。先ほどですね、公債費の元金につきまして117本ということになりますが、ここに総額が記載をされてございます。また、利子につきましても165本ということになります。合計につきましては、これ一時借入金がここには含まれておりませんので、その額を引いた額がここに掲載をさせていただいているところでございます。

それ以降につきましては、特別会計と企業会計の予算書を添付させていただき、最終ページにですね、各会計のですね、歳入歳出予算の一覧表を添付させていただきました。以上で説明のほうを終わりにさせていただきます。

議 長 細部説明が終わりました。暫時休憩します。再開は2時10分からとします。  
(13時57分)

議 長 休憩を解いて再開します。  
(14時10分)

議案第14号令和3年度松田町一般会計予算の質疑に入ります。本日の質疑につきましては、款項を中心とした質問など、比較的大きな質問とさせていただきます。質疑のある方は挙手をお願いします。

8 番 中 野 まず、職員の皆様方におかれましては、この大変厳しい中、予算編成、大変御苦労さまでございました。この後、同僚議員からいろいろな、多岐にわたりますの質疑が行われることと思いますが、その前に私からまず1点、大変抽象的な質問で申し訳ないとは思いますが、お聞かせをいただきたいと思ひます。

今回のこのコロナにおいて、全世界、大変な経済的な危機に陥っております。リーマンショック以来の危機だと言われてるのが現状ではございます。そんな中、今夕ですね、国のほうでは1都3県に出されております緊急事態宣言が、2週間にわたってのまた延期をされるのではなかろうかと、この決定がされるようでございます。このことによって、ますます経済的なダメージとなることは避けられないことと思っております。全国の自治体でも予算編成に当たっては平常の、通常の予算編成と異なり、大変な御苦労があったことと思ひます。当然我が町においてもしかりだと思っております。

そこで、今回の予算編成の中には、新たに新規事業、また大きな事業も見込まれておるようではございますが、この厳しい財政の中で、どのような思い入れを持って予算編成に当たられたのかということ、一言お聞かせをいただきたいと思ひます。大変抽象的で申し訳ございません。よろしくお願ひします。

町 長 御質問ありがとうございます。コロナ禍で今おっしゃられるように、本当に困っている方々の、もう支えをしなきゃいけないという思いは、もう第1番目にありました。しかしながら、予算編成のやっぱりスタートのときはですね、

本当にこの予算が組めるのかなという、本当に不安なところは実はあったんですけども、各職員さんたちが、副町長も含めて査定の段階で、いろいろ厳しく査定をしながらですね、上がってきたところ、何とかこのような結果になりました。その思いはですね、まずコロナ禍に対する影響を、とにかくあるところに少し、何ですか、手を差し伸べさせていただくということもありつつ、何度も申し上げてるように、第6次総合計画の策定の際には、希望されるが高かった部分についてですね、これを途中で止めるわけにもいかないというふうなこともあって、要は何ですかね、今の命を守りつつ、未来への投資といいたしよつかね、未来の創造をちゃんとした形でつくっていくというような予算編成をしていかなきゃならんということで、厳しいながらもですね、そういった思いを持って予算編成をしました。よって、もしこの予算がお認めいただければですね、速やかに予算執行を早くさせていただいて、一日も早くですね、お困りになっている方々等々に、その資金といいたしよつか、予算が配分できるように進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

10番 齋 藤 二、三点お伺いします。まず、この予算書の中にあります、今年度から会計年度任用職員という名前の仕組みに変わってますよね。でしたっけ、今年度でしたっけ。元年度か。元年度ですね。この辺のこの現状のことを、もう少し頂ければと思うんですけども。

参事兼総務課長 会計年度任用職員という名称につきましては、令和2年度から新しく始まった制度でございますが、それ以前はですね、いわゆるパートタイムですとか、報酬でやっていただいた方は、物件費の中でやっていた部分もございまして、やはりその中でも、その人たちの給与体系とか、報酬体系について、もうちょっと何といいたしよつか、保障しようということの中で、会計年度任用職員として身分保障をしましてですね、人件費の中に組み込んだという制度でございます。

10番 齋 藤 その人たちは、じゃあ通常の職員と同じような扱いされていて、有給休暇とかも取れるんですか。

参事兼総務課長　　今、議員おっしゃられたとおりですね、今まで普通のパートタイムと違って、1週間何日かという制限はございますけれども、それによって年休ですとか、そういった期末手当と、そういった部分については保障ができたということでございます。

10番 齋 藤　　その辺の予算計上というのは、この中にどこにのっかってる部分なんですか。例えばその有休を取ったときの予算とか、急に出てくるわけじゃないですか。急にというか、そういう人たちが有休取りますって申請を出したときの。そうすると有休、働いてもないのに取りあえず給料払わなきゃいけないものですよ。その辺は各課に振り分けてあるんですか。

参事兼総務課長　　ただいまの御質問なんですけど、まず有休が付与される方につきましては、週で3日、4日という勤務の中で、月の報酬でやってる方、特に時間単価でやっている、今までのパートタイムという方につきましては有休制度がございませんので、そういった中で、そういったある程度、1か月にあたり15日とか、そういった勤務体制の方については有休制度がございまして、会計年度任用職員についてのその賃金…賃金というか給与費については、各科目の中に計上してございます。

10番 齋 藤　　分かりました。ちょっとその辺の、なかなか休めないという声もちょっと聞いたことあったので。

次の質問に行きます。あとは、ちょっとこの前、私、一般質問したときになかなか時間が取れなくて、聞き逃した部分とかあるんですけど、例の木質バイオマスの件ですけれども、何か団体をつくられて行われる形をとるということでお聞きしましたけれども、その団体にまきの製造とか運搬を委ねるのかなとは思うんですけども、どういった団体なのでしょう。

環境上下水道課長　　ただいまの御質問にお答えします。まずですね、現在このまきバイオマス事業のですね、まき加工をぜひやってみたいという方につきましては、寄在住のですね、地元入られてるからもう名前を出しても構わないと思います。根本さんというですね、もともとは山岳ガイドとか山に携わる仕事をされて、三、四年前に寄に移住されてきた方がございます。この方がですね、現在炭焼き、あ

るいは炭焼き体験を通したですね、移住支援的なですね、ネットワークというのを持ってられるということで、この方が私どもで主催しております、木質バイオマスの協議会のワーキンググループに入って来られました。その方ですね、木質バイオマスの計画を話しましたところ、ぜひですね、私どもでやってみたいと。ついでには、木質バイオマスも含めた寄の地域づくりに対してのNPO法人化をですね、現在進めているので、その中の事業として木質バイオマス事業をぜひやってみたいということで、現在法人設立に向けた準備をされてるというところでございます。以上です。

10番 齋藤 分かりました。三、四年前に引っ越されてきた方が、団体をつくってやられたということですね。この前の質問のときのお答えの中に、あと、まきを作るのに時間がかかるので、町外から持ってきますよという答えだったと思うんですけど、乾燥したりするのに時間がかかる部分はよく分かりますけど、予定していたときはですね、たしか森林組合さんと何か打ち合わせをしたという話を一回お聞きしたんですけど、その辺はどうなってるんですか。

環境上下水道課長 今年の1月ですか。私どものほうで、松田町の森林組合のほうに出向きまして、この木質バイオマス事業に係るですね、原木の搬出についてお話をさせていただきました。そうしましたところ、現在ですね、松田町の森林組合にかかわらず、いわゆる間伐材を搬出するについては、県の搬出補助金がないと人件費すら出ないという、非常に厳しい状況になってます。松田町の森林組合から頂いた御返事といたしましては、いわゆる令和3年度ですね、間伐補助金の予算の範囲の中であれば、C材、D材という形でですね、私どもの木質バイオマス事業に対して、木材の搬入ができるというようなお答えでした。ただ、そのですね、間伐の補助金がですね、確定するのがですね、秋頃になるということでしたので、その間のまきの確保策といたしまして、先日町長からもお話ございましたとおり、山北町にございます共和の財産区のほうからですね、いわゆる不足分というか、緊急的にですね、松田町でのまきの加工が、いわゆるまき加工ができるまでの当面の間ですね、いわゆる不足分についてはですね、搬入することについてはやぶさかではないというふうなお答えを頂い

てますので、あくまでもその不足分、秋口までの不足分ということですね、山北町からの供給を現在考えているという状況です。以上です。

10番 齋 藤 秋口まで、じゃあそこでやるって言いましたけど、本来なら森林組合が持っている山を、もともとこれ町の山を治山のためにやるという目的があったんじゃないんですか。それで森林組合さんをお願いしていくんですけど、森林組合さんが、じゃあお金が出るようになったら、そこに参加してくれるというような話はできてるんですかね。

環境上下水道課長 森林組合さんのお話合いの中ではですね、あくまでも森林組合さんについては、いわゆる原木の搬出です。いわゆるまき加工についてはですね、なかなか参画は難しいというお答えを頂いております。

10番 齋 藤 それでは森林組合さんが木を用意して、それでその新たな団体の方に森林組合さんが売って、それを町が今度また買ってやるという流れですか。

環境上下水道課長 この件に関しましては、町は関わりは持ちません。森林組合から、いわゆる法人がですね、原木を購入していただいて、それを、原木をまきに加工していただき、健康福祉センターのボイラーの指定管理者である、松田町社会福祉協議会のほうに燃料として売っていただいて、事業を回していただくというふうに考えております。以上です。

10番 齋 藤 ということで、先にこのつくった新しい団体は、今度関係なくなる。森林組合さんと、あとそれと、その材木をじゃあ用意、調達してくれるという話は、きちんととってあるんですか。

環境上下水道課長 まきの供給の主体をですね、森林組合さんとのお話をした時点では、今年の1月の段階ではですね、このNPO法人、予定ですけど、この方たちがですね、やっていただけるというお返事はまだ頂いておりませんでした。ですので、仮にということではありますが、まきの供給の主体がですね、町なり、あるいは新たな民間の主体になった場合についてはですね、松田町森林組合さんは、いわゆる原木の供給をしていただけるのかというようなお話をさせていただいております。以上です。

10番 齋 藤 じゃ、まだ全てが確定してないということですね。

環境上下水道課長　　いわゆる原木のですね、調達については、現在私どもは2ルートを考えております。まず1ルート目については、先ほど申しました松田町の森林組合さんから材を、このNPOの法人さんたちがですね、買っていただくというのがまず1つのルートでございます。もう一つはですね、ちょっと虫のいい話にもなるんですが、例えばなんですが、いわゆる地元の住民の方で山を持ってですね、間伐はしたけど隣地にですね、残材が放置されてるですとか、あるいは町有林、学校林のですね、これはまだ内部で調整したわけではございませんが、町有林の中でですね、伐採をしてですね、隣地に放置されてるもの、あるいは2ヶ町組合等でですね、いわゆる材を放置されてる隣地の残材等をですね、このNPOの法人の方々がですね、自ら取りに行ってくださいということを条件にですね、材料として確保すればですね、当面の間はこの方たちは材料を無償でですね、確保することができるというふうなことも考えております。そのためですね、今、このNPOの法人を予定されてます根本さん、あと実は古舘さんもメンバーにはいらっしゃるんですが、都市計画審議会の会長、総合計画審議会の会長もされてるね、古舘さんもこのメンバーに入られるわけですが、そういった形でですね、地元主体でですね、材を森林組合さん以外で集められないかということですね、自治会長さんを主体にですね、現在活動の説明に行ってるというふうなお話も伺ってるところでございます。以上です。

10番 齋 藤　　寄地域の山持ってる方って、ほとんど森林組合入ってるんじゃないかなとは思いますが、なかなか原料、材料を調達するの難しいのかなと考えます。もう1ルートのほう、じゃあ森林組合がやるようになったら、そのNPOさんはもういいですよってやるんですか。

環境上下水道課長　　先ほどお話ししましたとおり、松田町の森林組合さんはですね、まきの加工については、基本的にはお考えになってられないということでございますので、先ほど申しましたこの民間を主体としたですね、NPO法人さんのほうがですね、まき主体に関わっていただけるというふうに、今のところは考えております。以上です。

10番 齋 藤　　なかなか山の保全を目的として、あとは環境問題ということでやられる事業

だと思います。これ200万円も出すんですよね。助成金、補助金というんですか。その辺で、供給体制をきちんとしていかないと、うまく事業進まないと思いますし、またあそこでどのぐらいの使用人数か分かりませんが、本来なら地元の森林組合さんに、運営をある程度任せられるような流れを、今後もう少し話し合われたほうがいいのかと思いますので、それはもう、あと答えはいいです。

それでもう一つだけ。商工会の費用がちょっと減ってたりしますけども、町がここでまた割引のチケット、プレミアム商品券を発行しますけれども、あれ、どっちかといったら消費者が喜ぶ問題ですよ。今、松田町商工振興会に250軒ほどの会員がおられるんですけど、ほんの一握りの一部の部分でしか、ちょっとあれ使用されないというのが現状なんです。商人を、今、コロナ禍においてもものすごく大変な状況下でございます。また、この3月でアンテナショップである町の駅も閉店という状況下でございます。そうすると、なかなか松田町の商工がもっと衰退していくのかなというところが懸念するところでございます。そういった中でですね、この商工に対する、さっき言った250軒もある会員たちに、もう少しコロナに対することで対応ができるものが何かなかったのかなって思うんですけども。町の駅の対応もどこかに委託できればいいと思うんですけど、出してもなかなかちょっと来てないというのが現状だったらいいんですけども、その辺どのように思われますか。

観光経済課長 ただいまの御質問でございます。プレミアム商品券からでよろしいでしょうか。今、予算の関係が少し減ったというお話からございました。例えば、お配りしております参考資料の2の30ページのですね、商工振興費の中の商工振興対策事業、ここが200万程度減ってるようなところをちょっと見られたのかなというふうに感じまして、先ほどすみません、説明が足りなかったところはおわびいたします。こちらについては、昨年度はここに商品券事業が入っていた。今回は、ページその下ですね、31ページの感染症総合対策事業のところでお説明を申し上げましたが、こちらの中でプレミアム商品券、昨年度と、令和2年度の当初と当然比較した中では、大変増額をしております。総額としては

発行、6,000万ということで2割の計算で、こちらのほうに計上をしておるものでございます。

プレミアム商品券、その偏りというお話が頂きました。これはですね、やはり従来からどうしても少し偏りはあることを、報告の中で承知をしているところでございます。今年、様々なプレミアム商品券、いろんところでやってらっしゃいました。その中では、大型店舗と、地域の小売店舗、こういった限定の切り分けをやられたところも多うございます。松田町においてもですね、特に飲食店関係も非常に大きい被害を受けている中で、例えば新年度の執行に当たりましては、当然商工振興会さんの御意向によるところはありますけども、よくお話し合いをさせていただいて、その偏りというか、そのバランスをですね、どのように解消するかというところを、よく協議してやっていただきたいというふうに考えております。

町の駅の関係につきまして、なかなかコメントがしづらいところがありますけども、確かにアンテナショップとして広域でですね、非常にいい取組をしていただいたのに、ここで閉店というのは非常に残念なお話でございます。その後どうされるかというところの、ちょっと細かい御相談が、我々のほうにもまだ頂いているところではございません。閉店ということまでお話は頂きましたが、その後の展開について、よく商工会さん、振興会さん含めて、いろいろお話をさせていただきたいと思えます。

10番 齋 藤 プレミアムについてはですね、今言ったように本当に偏った部分があるので、これはどうしようもない部分だと思うんですけども、町の駅等は実際に、実は年間450万円の赤字です。これを何年か続けてるので、ちょっと商工関係も今、衰退している中で、ましてコロナにおいて、各店舗も衰退しきってきている。これを何とか助けたい部分があるんですけども。なかなかどう助けていいのか、その辺がなかなか難しいですし、顔となる、町もよく使ってましたよね。町の駅の、ちょい飲みとかの売るとか、ああいうところ使われてたと思えますし、あそこで松田の商品とかの、足柄地域全体の商品ですけど、皆さんに、来る人来る人に、この足柄地域の玄関口、入り口としてなった役割がすごく高

かったのかなと思います。何とかこの辺をですね、対応できる策を、もしあるようでしたら、この商人たちと一緒に考えていきたいと思いますが、お知恵とお力を貸していただければと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思いますが、何かあるようでしたらお願ひいたします。

観光経済課長　こちらこそよろしくお願ひしたいんですが、聞き及んでる…細かく詳細聞いておりませんが、町の駅あしがらがここで閉じられるに当たって、その後の展開として、いわゆるECサイト的なもののお話もあったように聞いております。新年度予算におきまして、ほかにもECサイト、町側もいろいろやろうとしてる部分もございます。こういった面でもいろいろ御教示というか、連携をさせていただきながらですね、やらせていただきたいと思います。跡地につきましては、またいろいろ御協議をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

10番 齋藤　よろしくお願ひしたいと思います。ただ、あそこで売れてるものが、地域の人たちのお惣菜とか、そういう日常生活用品なんですよ。だから、あそこはもう、松田町民のあちらの地域の人たちの、食の選ぶ場所としてなってるのが現状です、実は。本来ならね、各町の製品等出してる場所なんですけど、ぜひとも何とか、もう一度あそこを復活させるような策を練りたいなと思うんですけども、住民たちがさらに困ってしまうのかなという部分がすごく懸念するところですので、よろしく、何か策をお願ひしたいなと思います。

議　長　要望でよろしいですか。

10番 齋藤　はい。

議　長　はい。ほかにございますか。

4番 平野　2つあるんですが、全体のこの町税、減少率が比較的松田は小さいのかなというような感じがしまして、ちょうどおとといの新聞でも、県下の比較の表が出ておりましたが、松田町は減少額・減少率とも最小だというような指摘があります。最初の所信表明のときだったかな。松田はそういう構造ではあるのだというようなことを、ちらっと言われたような気がするんですが、ちょっとその「そういう構造」というのが、やはり詳しくちょっと…詳しくでもなくても

いいんだけど、こういうことだからだよというような、もし説明がつくものならば、ぜひ聞きたいなというふうに思います。

そしてまた、この回復の見通し、やはりコロナ次第だということはあるんでしょうけれども、2%でしたっけ。2.2%しか落ち込んでいないということは、ほかの町はもっと落ち込んでるということは回復する、そこは、伸びしろと言ってはおかしいんだけど、その後回復していくというふうにとれるので、松田の場合は平常運転になってもプラス2.2%なのかなと。しかしでも、その限界を突破していかなくてはいけないのかなというところもあるので、その辺も含めながら、その回復のことをちょっとお聞きしたいかなと思います。

もう1点は、ちょっと勉強会のとときに子供関連の予算、歳入のほうも歳出のほうもなんですが、例えば歳入のほうでは保育所の運営負担金、これは4ページですかね。ゼロから2歳児は減少しているんだというようなことでしたり、あと6ページのどこだったかな、幼稚園のところはむしろ増えて、幼稚園児は増えているような、何かその年齢について、子供の増減がいろいろありますというようなことをちょっと聞いたんですが…（私語あり）いやいや、聞いたんですが、その子供の増減というか推移、ざっとというところでもいいんですけども、聞きたいなというふうに思いました。

そして、それを踏まえて、定住少子化の予算がちょっと減というふうになってたので、そこもちょっと気になったので、その辺を絡めて教えていただければと思います。

税 務 課 長     まず町税の減少率ということでございますが、今年予算大綱のほうでも、当初予算、町税の予算が2.2%減収ということで、一応松田がなぜそれだけなのかというのはあれなんですが、基本的にですね、上郡のほかの町村につきましては、比較的やはり事業所が、やはり多いということが多くございます。手前どものほうでございまして、やはり事業所のほうの影響額が少ないのがまず1点ありまして、そのかわり町民税、個人所得ですよね。個人所得割につきましては、どこの町村のほうにおいても所得が目減りするということで、そちらのほうは減少を見ておりますが、それ以外につきましては、固定資産税につき

ましてはコロナ特例による減少分と、評価替えによる減少分のみなので、一つ大きなポイントとして考えられることは、やはりその企業の部分の税額というところが、一番大きいのかなというふうに考えております。

それです、今、2点目の質問でございますが、松田町、回復2.2%、伸びしろが2.2%しかないのかなというお話なんです、実際あくまでも予算上のお話になると、そういうような形にはなってくるんですが、今後その回復具合によっては、土地や建物の不動産の売買が進んだりとか、あと個人の所得が上がってきたりとか、企業の設備投資とかも上がってくれば、その2.2%以上に上がることも十分考えられると思いますが、これはあくまでも、日本経済等のその動向が一番重要なのかなと思っておりますので、そちらについては私もその2.2%の伸びしろだけじゃなく、プラス・アルファがあることを期待したいと思っております。以上でございます。

子育て健康課長 ただいまの御質問の、子供の推移ということなんですけれども、大変申し訳ありませんが、ただいまゼロから5歳児の子供の人数について、資料ちょっとございませんので、詳しいところは申し上げられないんですが、先ほど御指摘のございました、参考資料の4ページ目の保育所の運営費負担金の減額の分についてなんですけれども、ここにつきましては、3歳から5歳児については無償化のため、今はないんですけれども、ここにある分についてはゼロから2歳児の分ということで、この中で保育所を利用される0歳児が今、減少しているということで、ここは減額となっております。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。定住少子化対策事業につきましては、金額的に対比を見ますと137万5,000円の減額となっております。昨年はずいぶん、土地の活用に伴う不動産鑑定費用を100万円ほど組んでございました。今回はそういうのを踏まえてですね、職員がやっぱり行動するというところで、民間事業者と一緒にその現場に行って立ち会うという行動をする、それが定住化につながるということで、いわゆるマンパワーを積極的に取り入れるということでやっていきます。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

5 番 田 代 初めに議長から、款項を中心にした質問、それと町長の政策、重要なものに関する質問というふうに御指示頂いておりますので、私の場合3点ほど、町長に質問させていただきます。ほかの課長さんは結構です。予算特別委員会で詳細はたくさん質問させていただきますので。そういうことで町長、よろしくお願いたします。

環境対策費、予算書で行きますと105ページです。委託料、ジビエ処理加工施設詳細設計・施工監理委託料、これが200万です。それと同施設の建設工事2,800万、合計3,000万が予算計上されております。この事業についてお尋ねします。私は前も発言しておりますが、このジビエの処理加工施設については、総論としては賛成です。ですが、各論になりますと、今回予算計上されたものの内容を見ますと、非常に難しい面、多々ありますので、ここで1点1点質問させていただきます。

この事業については昨年の7月9日の第3回臨時会と、私は記憶しております。そのときに、補正予算でジビエ処理の加工事業に関する調査委託料ということで、200万が計上されました。その内容の概要、処理施設などについて、前回私お願いしまして、3月3日の全員協議会で、5ページですか、6ページほど頂きまして、ざっくりですけれども、ああ、こういう感じでやるんだということ、入り口は何となく見えてきたというふうに理解しております。7月3日のこの施設に関する本会議でのやり取り、先輩議員の質問に対して、「広域で議論されているが、町単独でやるのか」と。この質問に対して、これ町長が回答してます。「当初大井町で検討していたが、諸般の事情から難しくなったので、松田町がリーダーシップをとり、広域連携をどういった形で図っていくか、施設整備の条件などについて調査するために予算計上した」と、このように議事録を要約すると、町長は発言されております。最後にもう一度、その発言された後に、極力広域連携で取り組んでいくよと、そういう回答でした。

先日、3月3日の全員協議会、このときに担当課から、補正予算で見た調査報告がありました。その内容については、足柄上地区1市5町の施設整備に向けた考えとして、「首長間の方向性の合意、課題解決の必要については認識を

共有されています」と、これペーパーに書いてあります。それで、また担当課長からは、第4回ぐらい担当課長のレベルの打合せをしていると、1市5町の課長のレベルを打合せしていると。運営の収支に対しての懸念はあると。しかしながら、施設整備は支援する方向で行くと、このように記録されてます。

そこでまず1点質問、1つ目の質問が、広域連携で整備する施設であることから、1市5町の首長間の協定書、または覚書、これはいつ取り交わされたのでしょうか。よろしくお願いします。

町長 これからでございます。

5 番 田 代 では2点目です。まだこれからで、今は何もないということですね。担保はないと。

町長 書面的な担保はございません。ただ、1市5町の首長さんが集まる時に、この間の2月24日の日に、上衛生の会議がありましたので、そこでまた皆さんそろったときに、この間のアンケート、猟友会の方にアンケートをとった速報をお伝えをし、その時点で私のほうから報告をした際に、今後具体的により進んでいくので、書面をしっかりと交わしながら進めていきたいと思いますというところで、分かったというようなことでした。

ただそこで、やっぱり、温度差がやっぱり幾つかあるわけですよね。うちはやる、うちはまだ猟友会からよく聞いてないとかっていろいろあったので、そのあたりをよく首長さんたちも話を聞いていただいて、最終的にはその合意をする自治体、そうしない自治体、そういったところが明確に分かるかというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 町長と私の考え違って申し訳ないんですけど、私は予算に計上する以上は、しっかり書面で担保した内容、しっかり文書でこういう条件でやると、そういうものが私は必要だと思います。温度差がある、いろいろ話はあるようですけども、この辺をしっかり書面でカバーしたものがあべきだと私は感じます。これについてはまた、当然担当課長も詳細については御存じだと思うので、特別委員会でもう少し詳しく質疑応答をさせていただきます。

次が2点目です。予算書193ページ、投資的事業のジビエ処理加工施設建設工

事、これの財源内訳、全部で事業費3,000万です。3,000万のうち、順番に言いますと、県支出金1,795万2,000円、町債900万、一般財源304万8,000円、この合計が3,000万ということです。これを見る限りは、はっきり言って町単独で整備する施設と見受けられます。広域連携による支出でないというふうに思います。この後どういうふうに、先ほど町長からお話のあった、衛生組合で合意はできていると、この辺の財源カバー、これについてはどういうふうな話になっていたでしょうか。よろしくお願ひします。

町長 まずですね、この事業を始める前は、我々の想像してたところはですね、地方創生のお金を使って、各町で分担をしてもらってですね、上げて、その分2分の1ずつ各町で、何とかな、出す、一般財の出す分と起債を起す分というような形でやりながら、やっていく予定におったんです。しかしながら、いろいろ詰めていくと、要は補助金の一番有利な条件をいろいろ探しておったところ、地方創生の予算がですね、このジビエの加工所についてもひとときの時期を終わってしまって、その理由は、農水省のほうからちゃんとしたジビエ加工についての補助金が、ちゃんとしたメニューが設置されたということなので、そっちの予算を使ってくださいというふうになりました。そういうことをも加味して、そこで最終的に農水省とのやり取りをする中で、これは各町がどうこうというよりも、一つの町が単独でしっかりと持ってもらうということがあったので、松田町としてはこのジビエの加工施設について、町がしっかりと背負って、公設民営でやっていくということで、まずやるという、町が責任を持って、どこかの町が責任を持ってやるということに対して、皆さん方が最終的に松田のあの、今、我々が予定してる場所でいいじゃないかということだったものですから、松田町がこういった施設をとにかく造るというふうになりました。

それで、先ほどいわゆる、最終的に3,000万の内訳の中で、1,800万が県支出金もらうとして、約1,200万、このお金の分を松田町だけで負担するのかというようなことについては、基本的にはですね、皆さんが負担をしてもいいというところから発信をしましたが、これがランニングのこととか、維持管理

のこととかいろいろ考えると、やはりその1,200万の負担の仕方というものも、今、事務方の話、事務方同士の中でこれからさらに深くですね、話をしていくということになっていきます。ですから、先ほど申し上げたとおり、その1市5町という枠組みで行けば、当然6自治体でやっていくわけですが、ただそれが4自治体になったり、プラス農協というところもありますけどもね、そういう方々との連携した運営も含めたところで、この予算の負担をしていただくというようなことで、これは首長間の話ですから、まだ議会のほうに、各首長さんたちが諮ってるという状況ではないんじゃないかならうかというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 今の質問で分からないことがありますので、確認させてください。まず、この設置する建物、これについては松田町の建物で設置する。それとも広域連携で建てるから、この後も協定を結ぶ際に、この投資的事業の予算の内訳で言うと、県支出金の1,700…1,800万弱は、これは問題ないです。要は町債900万、それと一般財300万円少々。この額について、広域連携の施設であれば、しつかりと後で精算するというお考えなのか、それとも町単独のものかと、それが1点です。

今度2点目は、比較的理解しやすいのが、公設民営でいくと。そのときに、その施設の維持管理は出していただくと、そういう考えもあるんですけど、その辺の内容についてはどこまで煮詰まっているのか、お知らせください。

町 長 まず、この建物がですね、もう松田町の所有の建物になるということは、もうこの予算上見てもらっても決定です。松田町が一旦…一旦といいましょうかね、この町債と、この一般財含めた約1,200万、この1,200万円について、どのような形でその1市5町というか、その枠組みができたときに負担をしていただけるかというのは、これから、例えば案として話をすると、使用料という形で年間で払っていく形にして、それとプラス・アルファ、ランニングについては当然お金がかかってくるわけですから、ランニングを1頭当たり幾らになるのか、またよく言われる何か一定のあれと、使った分だとか、そういった割合で、最終的に大方の方向性を決めながら進めていくような形になると思ってお

ります。

あとはですね、施設…一緒か。施設の維持管理については、これはもう当然ながら皆さんで分担していくというふうに話はできているというか、話をしております。以上です。

5 番 田 代 そうしますと、整理させていただくと、施設整備をする加工処理施設については、松田町のものだと。町債、一般財、これについては松田町が出しますよと。以降、それ以降使う場合については、使用料という形で、多分躯体の数、解体するシカ、イノシシの数によって、各市町から、松田町が当初負担したものに對するものに対して、使用料で還付して少しずつ返していただくと。そのように考えてよろしいのかと。ランニングコストについては、関係団体が、前回の全協の説明ですと、1頭幾らで払って、そこで施設費用を生んでいくと。その二本立ての考えでよろしいわけですか。

町 長 はっきりはですね、これから皆さんと決めていくことなんですけども、ここは、こういうときは多分、私の意見を多分言わなきゃいけないと思うんですけどもね、私としてはですね、一応こういう考えではいるんですけども。ごみ処理とか、ああいったものはほかの町にお願いをして、いろんな面で地元対策もしてもらったりとかしてますよね。西部もそうですし、上衛生もそうですしてなったときに、確かに警察署とかは松田町が負担をして、松田町に置いてもらったりとかしたりとかしながら、1市5町を守ってるとかということになりますけども、松田町がこの1市5町の枠組みの中で、どういった形で貢献してるのかなとかということをよく感じる時があるんです。そういった面で、今回一緒にやっていこうという首長さんたちと、自分の各町でいろいろ探してもらったけど、結果的にどこもなくて、一番集まりやすい松田の土地がすごくいいじゃないかという話になったということになって、これはやっぱり1市5町の、やっぱり損得ばかりじゃなくてですね、やっぱり覚悟の問題があって、分かりましたと。そうしたら、これからまだ幾つかハードルがありますけども、皆さん方のためになるなら、松田町がちょっと汗かきましようよというようなのが今の現状です。ですから、ここの分の費用の負担の仕方というのは、それ

それにこれからよく話をしていきながら、当初から幾らか出すという話はしておりました。ただ、今度は各議会の町の出し方というのがあると思うので、それは今後詰めながらですね、先ほど言った松田町の覚悟の分と、プラス・アルファ市町が、いやいや、そんな松田ばかりに負担させられないよというような気持ちと相重なった中で、この事業が成り立つような格好で、今後話を進めていくと、というか詰めていくということになります。以上です。

5 番 田 代 ただいまの回答について、申し訳ないです、誠にお言葉を返すようですが、私は違うと思います。例えば東部清掃組合、小田原の斎場、いろいろな関係で、広域連携で公共施設を造るときに、事前にしっかり話し合っただけで協定書、または覚書のようなものをしっかり決めた中で進めていくと。それが一つの法則だと思います。この辺は、今回について、私はこれではよろしくないというふうに考えます。迷惑施設はほかの町にやっていただいているんだから、松田町もやっぱり一皮脱がなければいけないと。その町長のお考えは分かります。ただ、やはり手続論です。スピード感も大事ですけれども、民間と違って私ども地方自治体は、皆様の税金で運営してます。その税金を使うための説明責任、これが今回は、私は非常に疑問に思ってます。冒頭申し上げたように、私も農家で、イノシシ、シカの被害に遭ってます。現状を分かっていますし、本当に大変な思いをしながら耕作をしている面もあります。ですから、この施設は必要です。しかしながら、手続論、これは私は慎重に、住民の方にしっかりと説明できる方法で、手法を持っていくべきであると思います。

最後にお尋ねしたいのが、建設予定地、この間、工事箇所ということで示されました。ちまたのうわさです。私、直接聞いたわけじゃないんですけども、その建設予定地の住民の方の声として、総論は賛成だけど、何でここなのと。極端に言うと、地域の人からすれば迷惑施設ですよ。その問題が今、私はくすぶってるのかなと。要するに、1市5町の広域連携にやる手法、あとは地域住民への説明、そういった中で非常に難しい事業だなと感じておりましたので、最後の3番目については、町長ひとつよろしくお願いします。

町 長 おっしゃるとおりに、やっぱり何を造るにしてもですね、やはり公共でやる

以上は、地域住民の方々にそれなりに、やっぱり御説明もしていかなきゃいけないのは、もう重々承知をしております。せんだって、神山地区の役員さんたちに対して、また茶屋地区の役員さんたちに対して、地元の猟友会の会長さんも含めて役場の職員と一緒に、第一段階として御説明を…御説明といいたいまいしよか、そういう考えがあるよということで話をしに行ったところです。今後、この施設の必要性は、今おっしゃられるように、分かるけど、何でここよというようなことなんかが、どういった格好でその皆さん方に御理解いただけるかという、ここからが本当の我々の仕事だろうなというふうに思っています。大変なことでもありますけどもね、これがやっぱり御理解をいただけるように、やっぱりやっていかない限り、田代議員も言われたように、我々がこのジビエの施設を造る本当の意図、意味が成就しないといたしましよか、できてこないの、そこのあたりは丁寧にですね、話をしながらやっていかなきゃいけないことだというふうに認識していますので、その思いは共有してるというふうに思っています。以上です。

5 番 田 代 どうもありがとうございます。地域住民の方の説得というのは大変だと思いますけれども、その辺については全力を挙げて対応をお願いしたいと思います。

今、最後と言ったんですけど、もう1点ありました。先ほど確認させていただいた、公設民営で行くよと。松田町が投資した一般財、それと町債については、使用料で各町から負担して、これからね、長い期間の中で、ある程度の期間の中で負担していくというお考えだと。一方で、それを使う猟師の方、その方たちは、前回の説明で3,000円から5,000円払って、その施設の維持管理コストをお支払いしていくと、そのような話でした。基本的にはこれは、町が一切補助金等を出さないと。もう受益者負担でツープイすると。それでランニングコストを捻出していくと、そのような考えでよろしいでしょうか。

町 長 本当に、なかなかそれを初年度からプラスにするというのは、なかなか難しいですね。この事業だけじゃなくて、いろんな面で。我々がちょっと今…我々というか、首長さんたちと話をしてるのは、やはりある程度軌道に乗るまではしっかりと、やっぱり支えていくべきだというふうに考えております。そ

ういうふうな中でですね、今、地元の猟友会といいましょうかね、この地域の猟友会の方を軸にお話をする中で、やはり、そういってもやっぱり税金を使うわけだから、あまり甘えてしまってもしょうがないというふうなことで、いろんな知恵を頂いたりとかしてはいますが、我々首長間の中ではしっかりとやっぱり支えていってですね、このジビエというものに対して、この辺の足柄であったり、丹沢であったり、この辺のものがやはりブランド化しながら、徐々にやっていながら、ハンターの方々がそこに生きがいだとか、新しい方が増えるだとか、そういったことを考えると、お金を出すというか、そういったことで側面…直接ではないけれども、間接的なところで、農業を最終的に守られるんだしたら、そういった費用を出すのは、これは仕方がないんじゃないかというふうな話はできています。ですから、これがどのくらいになるかは分かりませんが、そこはやっぱり、前から言ったように、もう伴走化でやっぱりやっていくしかないかなというふうには理解して…理解というか、そういうふうには考えております。以上です。

- 5 番 田 代 今、町長のお言葉を聞きまして安心しました。初めて町長と意見が合ったと感じております。どういうことかといいますと、今、笑ってられる副町長さん、一番分かると思うんですけど、平成20年から21年、2人とも経済課で、ジビエのこの処理加工施設、これについて当時の町長からいろいろ調べろということで、私以外にも議員さん、副町長以外に議員さんとか関係職員も一緒に行った記憶あるんですけども、奥多摩町、そこで平成20年の4月ぐらいに行ったのかな。20年の夏ぐらいかな、には河口湖町行きました。お互いに職員で顔合わせてますから、いろんな情報交換した中で、公設民営でいくときに、公設は町がやっても仕方がない。ただ、民営は何とか町の負担なしでやってほしいなどというのが、当時の見解でした。そこで、私、奥多摩町の係長と話しました。そのときに先方から言われたのが、先ほど町長からお話のあった覚悟、首長としての覚悟、町としての覚悟、どこまで一般財を投入できるか。生半可な形で任せても、途中でつとってしまおう。どこまで一般財を突っ込めるか、その金額と期限、そのような中で、町長から話が今ありました、当初は赤字で補填せざ

るを得ない。私もそう思います。それは単に猟友会が猟をするだけじゃなくて、やはり環境問題、農地の農作物の被害、それから考えると、私は住民に対して説明できるから大事なことだと思います。

それと、あと解体したものをどうやって売っていくか。要するに流通ですよ。売れば、その施設は活性化して利用度が高くなります。いかにその売りっぱを、しっかり行政が指導して、まさに町長得意の営業ですよ。営業を行政のほうにも、またはそれを受ける肉を販売する団体と一緒にあって、それを拡大していくと。それも必要だと思います。

あとは、減少するハンター、これに対してそういった売りっぱが、出口が見えれば、必ずやはり後継の方が育っていくと。松田町の農作物の安全が守られて、環境も守られると。そのためにはある程度の期間、しっかり計画を立てて、一般財の投入はやむを得ないと、それは感じます。でも、それ以外のことについては、やはり手続論ですから、しっかりとスタート前に取り決めを行うことが大事だと思います。

あとは町長、いろいろありがとうございました。詳細については、特別委員会ですらいろいろ審議させてもらいます。終わります。

町長 せっかくですのでね、頂いたから、出先の、出口の話だけ1点させてもらいます。今ですね、出口の話として、これはさすがだなと思ってるんですけども、今、防衛省に、要は自衛隊の方々、やっぱり筋肉質な方々たくさんいらっしゃいますからね、低カロリー・高たんぱく質ですかね、シカの肉は。ということで、やっぱり自衛隊のほうに、その食料だとか、ああいったものに加工して今後出せないかということで、ある方からもうそういう動きをしているということでした。当然これは菅さんもよく分かってる話だということなので、これは実質これから動いていくという話です。そういう協会があります。その協会に我々も賛同して入りましょうということで、もう幾つかの首長にも声かけてありますので、そういった方々と一緒になって、とにかく出口をですね、ある程度のいい単価で売れるようなことをしていきたい。そのためには、それなりの施設があり、またそこに加工をする技術の、また向上だとか、いろいろあろう

かと思いますので、そういった方々と一緒になってですね、この先ほど言われたような、いろんなところにつながっていく事業として、やっぱり成り立つように、我々もしっかりとやっていきたいというふうに考えてます。以上です。

5 番 田 代 ありがとうございます。よろしく申し上げます。  
議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 2点あります。ちょっと長くなりますのでね、1点ずつということで質問をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、先ほどですね、参考資料2の予算の説明資料の中で、歳出等について説明をいただきました。その中でですね、今はコロナ禍ということで、この予算をつくる際に、例えば議会費のほうではですね、いや、こういった部分で予算をつくりますからというふうな事前の説明がありまして、そこでですね、ペーパーレス化、議会関係のペーパーレス化等ですね、タブレットの端末の購入をする経費をのせますということで打診がありまして、大分今もこの予算の関係の中で、大分紙が多いというふうなことは、前々からですね、感じていました。それはやるんだけど、でもどういふふうな財源でやるのかというふうに聞きましたらですね、やはりそれは、ここの説明資料の15ページにもありますように、感染症総合対策事業の中でやるんですよというふうな説明がありまして、そういった中で、2年度予算の中では、今までですね、補正予算ということで、コロナ禍の感染拡大防止事業とかですね、様々な事業者に対する支援策等を補正でやってきました。その継続でですね、令和3年度の事業もそういう方向性でやるのかなというふうに感じていたところです。今、予算説明の資料でありまして、その感染症総合対策事業、議会費からですね、ありまして、ほとんどの款に幾つかのっています。ちょっとそれが、全体でその感染症総合対策事業の合計が幾らになるかというのが、ちょっと分かりませんが、その辺の一覧の合計が分かりましたら、後でお知らせ頂きたいと思いますが。

その中で、もうこれはですね、国のほうの3次補正でやると。その中で、3次補正いろいろありますけれども、多分そういうデータとしてニュースを見ま

すと、自治体が独自に使える地方創生臨時交付金ではないかなというふうに考えています。そうした財源があるのにですね、ここの令和3年度の一般会計予算の中の感染症総合対策事業を見ますとですね、特定財源には何も入っていないんですね。これは全部一般財源であるということであればですね、ちょっと、例えば議会費のほうのタブレットの購入をするのにね、わざわざ一般財源でやるのと。例えば、それはほとんど貸与というふうな形にはなりますが、この場合には議員それぞれが1台をですね、借りて、ずっと使っていくというふうなことであればですね、これを一般財源でやろうとするのは、ちょっとその最初の打診があったときの時点と内容がですね、その予算の組み立て方が違うのではないかなというふうに感じているところです。

そこでですね、先ほど言いましたように、令和3年度松田町一般会計予算の中には、感染症総合対策事業の合計は幾らになるのか。私が目を通した範囲では、ほとんど一般財源扱い、財源としては一般財源でありますので、その財源についてですね、どの程度の財源が投入されるのか、それを1点目としてお伺いをいたします。

政策推進課長　　まずですね、令和3年度の予算編成におきます新型コロナウイルス感染症対策事業の推進ということで、予算を計上しております。総額につきましては1億3,396万円を計上してございます。うち、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、これは国の補助金が別にあります。これが7,473万円。7,473万円でございます。それを差し引くと、6,000万円ほどの一般財ということで、当初ですね、地方創生の3次分につきましては、予算編成時におきましては、まだ数値等は全く何もない状況でございました。それを必ずそこに充てるという方針も全くございませんでした。なので、町としてはいろんなことで、まず優先順位の事業、この中に上げてほしいということで、それでも今は一般財でやっていこうということの方針の下に、その6,000万を一般財で充てていると。今後ですね、この3次補正7,400万円が、今、数値的には出ております。これを当初予算に充てて組み替えてするとか、そういう方針も国はまだ示してございません。なので改めてですね、必要な、町民が必要なものについて、その3

次補正分の事業を今後検討し、その中で優先的なものについては、財源を組み替えることも検討していきたいというふうに考えてございます。以上です。

6 番 井 上 3次補正、今までのですね、令和2年度の補正予算もですね、基本的には国の決定を追って補正をされていたのかなというふうにも思います。場合によっては組み替えるというふうなこともありましたけれども、そうすると、例えば議会費のほうというのがね、補正予算で追加でいいんじゃないかというふうな考え方もあります。ちょっとそれぞれの、細かくはですね、また特別委員会等でもやりますけれども、そこまでどうしてもですね、必要な事業ではなく、やはりコロナ禍でやる事業で、ワクチン接種というのはこれはもう大前提で優先、大優先でやらなければいけない事業なので、それは除きますけれども、それ以外の事業としてですね、これを当初予算で一般財源で組んだというところの、ちょっと考え方としてですね、財源を町税からやるんだということであって、金額的にも6,000万円の事業をそこから持ってくるということの考え方として、先ほどやった、2年度の最終の補正予算の財調の積立ても4,500万もしているわけですね。（私語あり）いえいえ、違います。財政調整基金の補正、補正予算で財政調整基金で、4,500万円を積立てをするということは、先ほど議決をしたわけなんですけども、それだけの余裕もあるという中、まあ余裕があるのか、それは財源的な調整なのか分かりませんが、ただ、ここでなぜ、この6,000万円を一般財源をもってしてやるのかということですね、政策推進課長なり町長なりのお考えをお伺いをしたいと思います。

町 長 そうですね。先ほど中野議員の質問にも直結するところですけどもね、本当にこのコロナに対しての、まずどういった事業を、まず当初予算の中に組み込めるかと、この第3次補正を当てにすることなくですね、というのがスタートです。その中から、本当にやらなきゃいけないと我々が、我々の中でそう思っているようなものも、でもこれはちょっと今じゃないだろうと言って精査したのもたくさんあって、その中から、やはり、先ほど課長が言ったように、7,400万の3次補正はまだ本当丸々残ってます。しかしこれも、どういった形でお金が使えるかというのを待っていると、いつになってもこの実質的にやらな

きやいけない、手を差し伸べなくちゃいけないところに手が差し伸べられないんじゃないかということも前提に、まずは一般財源というところの中で、この当初予算でどれだけ組み込めるのかといった中で、今回組み込ませていただいています。

ただ、ひょっとしたらですね、ちょっと頭の中が私もこんがらがるところがあるからあれなんですけど、感染症総合対策ということで、令和2年度の補正予算からずっと引きずってきてるので、その分はその、何といったらいいかね、第3次補正というようなこの、要は一般会計じゃないほかの部分のイメージをお持ちなのかも分かりませんが、今回は本当に一般財源の中に、もうこれをこういうふうにとちょっと、中項目でしたっけね、を増やして、もう出させてもらったというようなことです。

このデジタル化について、国もね、こういった格好でもうどんどんどんどん進めていくというふうな中で申し上げますと、この、どちらかといえば感染症対策というのは、我々がこじつけてるところもあるんですけども、ある違った方向からすると、町民が一番困ってて、感染症対策をやってくれというところにお金を使ってほしいにもかかわらず、何で議員さんだとか我々のほうにタブレットなんか買ってるんだというような意見もあったりとか、いろいろするんです。だからそういったものも配慮して、2次補正のほうのお金を使わずにですね、今回の一般会計のほうの皆さんからもらってる税金の中から、デジタル化から入っていきこうというような格好で、今回はこの一般財源のところこれを組ませていただいたというふうに、御理解いただけるとありがたいかなと思います。以上です。

政策推進課長 先ほどですね、議員さんのおっしゃられたとおり、デジタル化が一般財源でやるのはという話がございます。ただですね、私としては令和2年の11月20日にですね、議会要望ということで推進したい、議会でしたいというもので、議会におけるタブレット化、リモートワークの整備というものが上がってございます。これを受けて、やっぱり議会側としても町民の声を聞いた上で必要だという判断の下にですね、この辺をやっぱり早急にやるという判断をさせていた

いただきました。

6 番 井 上 タブレットの話はね、そうじゃないんですよね。一応その3次補正があるからというふうなところの話なので、その辺はですね、予算特別委員会の中で、またその後のですね、議員間討議の中で詰めていければというふうに思います。

先ほど町長のほうもですね、ここでやっぱり予算化しなければやらない事業があるというところはですね、理解はしたところがありますけれども、やはりここで感染症総合対策事業というふうなタイトルがついてる割にはですね、何でこの事業なのというところもですね、出てくるわけですね。その辺が組み替えるか組み替えないかということと、ここで当初予算のほうに対するそれぞれの方向性をですね、確認をしてから、これに対してはですね、考えていきたいということで、またもう少し詳細の、個々の事業内容になってきますと、ちょっと詳細な質疑になってくると思いますので、その辺はですね、特別委員会、予算審査特別委員会の中で細かくやっていきたいというふうに思いますので、1点目についてはこれで以上とさせていただきます。

2点目といたしまして、予算書の、厚いほうの予算書ですね、の7ページの中に、債務負担行為があります。そこで、一般質問でもですね、やらせていただきました。そのときのこともあるんですけども、そのときはですね、財政推計についてはどうかということの質問が主だったわけですけども、ここで予算編成で、この債務負担行為、令和3年度から5年度で1億2,500万円という、北口駅前広場詳細設計業務委託料ということで、内容的にもですね、もう実施設計ということで、駅周辺整備事業のスタートとなる事業がここで予算化をされています。財政推計の中では、公債費比率が13%、13.0%ですか、という財政状況である。それは公債費比率の中ではですね、その上の20%、25%ですか、そこまではまだまだ幅があるというふうな説明をいただいたわけですけども、一般質問の中でもですね、ただその財政推計から、まだ算入されていない松田町の財政需要があるというふうに発言をさせていただきました。もうここでですね、これが北口駅前広場整備事業をですね、スタートをするということであるということは、公債費比率の推計の中では、全体事業費が49億円

というふうに示されていまして。

ここで町長にお伺いをしますけれども、もうこれからですね、令和3年度から、令和3年度のね、予算としては1,000万円ということで、その中、もう本当に何分の1、数分の1というふうな金額ですけれども、債務負担行為1億2,500万円、この新松田、その詳細設計業務じゃなくて、その詳細、広場整備の事業費だけでも14億円ということでもありますので、もうその14億円、49億円へですね、もう事業としては進んでいくんだよというふうなお考えをお持ちなのか、もう少しその辺は、先ほど言ったですね、公共施設整備とか、ごみの1市5町の広域のですね、ごみ処理場の建設費の負担、そういったものを勘案をして、今後ですね、北口駅前広場整備事業に様々な勘案をして、14億なんだけれども、取りあえずは例えば一部分だけでもいいよというふうなお考えなのか、どのようなお考えを持ってですね、この令和3年度の予算編成、債務負担行為を編成されたのかについてお伺いをいたします。

町長 まず、財政推計に含まれてないというところに関しては、皆さん方と共通認識されてると思いますけどもね、あと1市5町のごみ処分場、処理場の建設費用、これがまだちょっと時間かかってですね、本当に出てないんですよ。規模感もまだ決まってないということで、本当に早くしてくれという思いがものすごくあるんですけども、実際まだできてないということですね。それと今後は、その中には当然、東部清掃組合のあそこのやっぱり除去だとか、ああいっただものも細かく入ってきます。上衛生のほうについても、10年間延命をやることによって、コスト大分下がってはきてますけども、あそこもそこから先を流域と一緒に形していくのか、小田原でいくのか、また新たな形でやっていくのかというのも、これからいろいろ詰めていくというふうな形になりますから、ある意味この10年後というのはいろんなものと重なってきちゃうんですよ。

あとは、前もお話ししたように、ようやくですね、山北からスタートするんですけども、消防署関係の整備が、これからぼちぼちかかってくるというようなこともあります。ただ、そこがまだ実際読めてないんですよ。あとは国からの補助金なども、結構な額が補助金も来る形になりますから、非常にかかっ

てくるかなと。あとは、広域という話じゃないですけどね、まずその部分でいきましょうか。その分に関しては、松田町が自己都合で、いや、延ばしてくれよとか言うわけにもいかない事業になってきますから、このあたりは数字が本当上がって来次第ですね、やっぱり皆さん方にもいろいろお示しするべきことだと思っはいます、この件に関しては。ですから、そういったことも含めながら、この駅の工事がどういった形で進められるかというのは、これはやっぱりオンしながらですね、やっぱりいろいろやっていかなきゃいけないと。特にこういうことですね。

去年、何月、いつだったかな。12月1日だったですかね。やっぱり小田急さんに、やっぱり社長に会いに行ったときに、やっぱり非常に小田急自体も収入が減ってきたということで、新宿だとか幾つか計画を立ててるけども、なかなか思うようにいかなくと。だから一旦はここで、そのときに言われたのは、一つは3年ぐらいで、一つはまずVの字回復的なのもをまくろんでいるけども、本当に乗ってもらわなきゃ話にならないと。ただ、テレワークだとかというのが日常に当たり前になってくるってなると、その辺が本当に厳しくなるし、インバウンドがいつ戻ってくるかということをもものすごく懸念をされておりました。そういった格好で言うと、うちが3つの事業が分かれてる分、集約事業と、駅広場の整備事業と、駅舎の分ということで、3つありますから、駅舎の分に関しては、そのときの私の感覚だとすると、我々が思ってる予定のとおりに行くのかな、どうなのかなとかというようなところも正直あります。

ただ、今のところですね、ただそこで前も説明しましたように、アクセルばかり踏んで、違うところにかかる、かかっていくお金をどうやって使っていかという部分がおろそかになってしまうとよろしくないんで、基金をためるときだけしっかりためて、うちの遊休地で使ってないところに関しては、土地を売るなり、利活用するなり、今、湯の沢の土地も、何かいい話が少しずつやっぱり出てきてるから、ああいったところを固定資産税が入ってくるだとかいうことを勘案しながらですね、要は出ていくことばっかじゃなくて、歳入もしっかりと確保しながら、やっぱりやっていくという、やっぱり財政推計をで

すね、今後、ちょっと急にはなかなかできないので、その数字が出て来次第です  
すね、オンしながらやっていかなきゃいけないというふうには、私も考えてお  
ります。以上です。

6 番 井 上 そうですね。ごみ、し尿、消防といった広域的な部分というのは、本当に松  
田だけというわけにはいかないというところはですね、理解をしています。

あとですね、それ以外の広域ではなく、一般質問でもしましたが、町のほう  
の公共施設の、今、総務課参事の話ですと、今、個別計画の集計中だというふ  
うなところもあります。それが、一応今年度ということですので、ここで債務  
負担行為で、契約等に、予算が成立した場合にはですね、この契約行為等に入  
られるんですけども、やはりその公共施設の中で、一番私が大きいなと思うの  
は、町のほうの更新ですね。建替えのタイミングというのがどのようになるか  
もですね、先ほどの広域的な部分と併せながら、どのタイミングでそういった  
町のほうの大事業を持ってくるのか。小学校が終わって駅前整備なのか。その  
先には、そういったごみとか広域的なもの、教育施設整備というふうなところ  
を、どういうふうに入っていくのかということですね、やはりもう大分  
じっくり時間をかけてですね、やらないと、なかなか議会としてもですね、こ  
こでこの予算で駅前整備事業の端緒をつくったとしてもですね、やはりその結  
果が出るのは、先ほど町長も言われましたけれども、10年とか15年先に、じゃ  
あ松田町、財政状況どうなんだと。あのときの決断が正しかったのか、そうじ  
ゃなかったのかということですね、もう少し慎重に、真剣に事業内容とい  
うのを見極めていかなければいけないというふうにも考えます。

また一般質問の際にですね、まちづくり参事のほうから、またその事業の  
ですね、詳細な、あと時間軸、スケジュール的なものに合わせた事業費の内訳  
なり、財源内訳というものを出示していただけるということがありましたので、  
その辺を含めてですね、やはり議員の中で切磋琢磨をしてですね、令和3年度  
予算というのを対応していきたいというふうに考えます。ありがとうございました。

町 長 財政の関係は本当に、井上さんが心配してるのは本当に分かりますし、私も

本当に心配してるんですね。公共施設管理計画については、おっしゃられるように、今ちょっと個別で作ってはいますけども、やっぱりいろいろありますけど、この計画ができて初めて、本当は行政って動くものだというふうに私も理解はしています。しかし、それを待ってたら、なかなかやっぱり集会施設にしても何にしたって、なかなか難しいし、ちょうどそのタイミングで、総務省とかあいったところの補助金があるというのにもぶら下がってるときに、ばんばん取りに行って、ある程度もう集会施設に関してはですね、もう耐震化も終わっちゃってますし、新しく建替えもしてるので、まさに先ほど言われたように、一番最後の本丸というか、一番大きいのが残ってるのが松中なんですよ。松中で、今回本当に教育が一生懸命頑張ってきたおかげ、その分借入れをちょっと増やしてますけども、教育整備の基金のほうは、恐らく3億ためてたものが多分2億ぐらいで多分済むのかな。2億かからないぐらいで済むので、1億ぐらいちょっと一応残る計算にはなってます。文命中学校はですね、改修にかかるんですね、令和3年に。それがざっと見ると1億7,000万ぐらいかかっているんですよ。そこはもう指示をしてあります。どのぐらいのうちの中学校と規模感、多分向こうはちょっとでかいのかも分かりませんがね。規模感をして内容をよく精査してもらって、そこでそのぐらいかかるということに対して、財源がどうかというようなことの、もう指示してありますので、そういった格好で、あとはタイミングのことは考えながらですね、やっていきたいと思っています。何せ松田中学校のコンクリートの耐久性は150年以上もつというふうなデータが出てますので、そのデータを基にですね、ただ教育環境をやっぱりよくしなきゃいけないという思いはありますから、そういったことも含めながら、とにかく町民の…町民といいたいしょうかね、町民サービスが低下しないように、財政運営していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りします。ただいま議題となっています本案につきましては、一般会計

予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は一般会計予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の選出、正・副委員長の選任をお願いいたします。決定しましたら、議長まで報告願います。暫時休憩します。

(15時38分)

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(15時40分)

休憩中に、一般会計予算審査特別委員会の委員が決定しましたので、読み上げます。委員は議長を除く議員11名です。委員長には中野博君、副委員長には南雲まさ子君が決定しました。審査をよろしく願います。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。

以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。

なお、6日の土曜日、7日の日曜日は休会とします。8日の月曜日は、午前中に総務文教常任委員会、午後には議会運営委員会を予定していますので、委員長の指示に従って開催してください。9日の火曜日は、午前9時から令和3年度工事予定箇所現地視察を、午後1時から議会全員協議会を開催しますので、御参集ください。10日の水曜日は、午前9時から一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。11日の木曜日は休会とします。12日の金曜日は、午前9時から本会議を開催しますので、御参集ください。定例会中の委員会等については、必要に応じ、町長以下職員の出席を求めますので、御対応をお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(15時42分)